
平成26年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

平成26年6月17日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成26年6月17日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第43号、議案第45号から議案第47号、議案第41号)

日程第3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第43号、議案第45号から議案第47号、議案第41号)

日程第3 議案の委員会付託

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鎗水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 宮崎 恵君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	佐々木正志君
財政課長	大熊 孝則君	企画課長	重松 邦英君
税務課長	内山 勇君	徴収対策室長	内藤 一成君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
監査委員事務局長	段野 弘美君	保健課長	金子 好治君
福祉事務所長	後藤 一善君	住環境建設課長	江藤 武紀君
災害対策推進室長	高瀬 智君	農林・商工観光課長	野鶴 修君
学校教育課長	秦 克之君	浮羽市民課長	篠原 武英君
自動車学校長	中嶋 吾郎君	総務法制係長	大石 恵二君
財政係長	高瀬 将嗣君		

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。13番、三園三次郎議員の発言を許します。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般質問の許可をいただきましたので、2点について質問をさせていただきます。

合併して9年が経過しました。減少を続ける、うきは市の人口及び次世代の子や孫に借金を負担させないための行財政の改革、以上の2点について高木市長に質問をいたします。

まず、第1点の減少を続ける、うきは市の人口について質問をいたします。

従前の人口構成は幼年人口30%、高齢人口10%、生産年齢人口60%の比率であったものが、平成の時代になって、全国的に少子高齢化社会が到来し、浮羽町でも平成5年度には幼年人口17.7%に対し、高齢人口18.6%になり、全国に先駆けて老若逆転の現象が起こったわけ

でございます。

その後は、人口増加は見込めないまま、平成17年3月20日に、うきは市が誕生しましたが、本年3月末のうきは市の人口構成は幼年人口4,099人、13%に対し、高齢人口は9,380人、29.7%であります。合併後9年間連続して人口減少が続いています。その最大の原因と理由は、行政が雇用創出の企業誘致を怠り、雇用機会確保の努力不足によるもので、巨額を投じて造成した三春工業団地には6年が経過した現在でも、いまだに企業が進出していない状況で、さらに地域経済の低迷及び所得格差による雇用情勢の悪化などが起因しております。

政権交代により、為替レートの改善など低迷した経済は好転の兆しであります。1年半ぶりの——消費税増税の駆け込み需要の反動で、さきに発表された経済は好転の兆しでありましたが、法人企業景気予測調査は1年半ぶりのマイナスとなりました。6年後には東京オリンピック開催が決定されていますが、その恩恵を受けるのは大都市圏に限られて、地方からの人口流出は避けられないと予想されます。

特に5月9日、西日本新聞に掲載されました、自治体5割、若い女性半減の記事であります。今までは政治も行政も人口減少に気づいておりましたが、そのことには口を全く出していない状況でございます。ようやく政府も人口維持に本腰を入れ、今度の骨太方針に対策を示すことになりましたが、この少子高齢化社会にどう対処しようとしているのか、次の4点について質問をいたします。

まず1点目は、本年3月31日現在の人口——これは住民基本台帳の改正によって外国人が含まれてありますけれども、平成17年3月20日当時は外国人を含んでいませんでしたから、外国人を除いていきますと、合併時に比較して2,617人も減少している、この人口減少化対策をどうされるのか。

第2点は、雇用機会の確保は企業誘致であります。企業進出のためには条件整備が必要であります。その整備遅延が人口減少の原因とは思わないのか、第2点にお尋ねをいたします。

第3点は、大都市圏への人口流出は、地域経済や所得格差及び雇用情勢等に関連しますが、2020年には東京オリンピックが開催されます。2020年のうきは市の人口予測はどうされてあるのか。

それから4番目に、日本創成会議・人口減少問題検討分科会から、消滅する523市町村全リストが公表されましたが、この資料をどう捉えているのか。

以上、4点について高木市長の答弁を求めます。なお、一般質問は答弁を含めて60分と制限されてありますから、答弁は質問の要点に対して簡潔にお願いをいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、合併後、9年連続して減少しているう

きは市の人口について4つのお尋ねをいただきました。

1点目が、人口減少化対策に関する御質問でございますが、我が国においては世界においても例を見ないスピードで高齢化が進行し、総人口についても平成17年度から減少に転じております。うきは市においても少子高齢化が急速に進み、人口減少に歯どめをかけることが大きな課題となっております。

この人口減少の原因は出生率の低下による少子化や、結婚や子育てに対するライフスタイルや価値観の変化、また、女性の社会参加が進む中、地域社会や企業の対応がこれに追いついていないなど、さまざまな原因が挙げられております。

少子化対策の柱は子育て支援と、経済優先、個人主義優先の働き方の見直しと、このようなことが言われております。また、平成24年8月に政府におきまして子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が本格施行する予定であります。

そのため、本市においても平成25年10月に、うきは市子ども・子育て会議を設置して、子ども・子育て支援事業計画の策定を進めております。同会議は教育、保育、子育て支援の関係者のほか、子育て当事者等にも御参加をいただき、16名の委員で組織をしております。昨年度は主に計画策定のためのニーズ調査、いわゆるアンケート調査を実施して、分析した内容について御審議をいただきました。今年度中は、いよいよ各種事業の推計ニーズ量を算出して、これをいかに確保していくかを検討することになってまいります。これからも市民保育ニーズに的確に 대응できるように計画策定に尽力し、子育て支援の充実を進めていきたいと考えております。

このように、子育て世代のニーズや状況を把握しながら、子育て支援や経済的な支援、学校教育や社会教育の充実などを図り、子育て環境づくりを目指していくことが大切だと思います。

なお、少子化対策は全国的な課題ですので、今月末に閣議決定される新しい成長戦略、そして経済財政運営の指針、いわゆる骨太の方針の内容を注意深く把握するなど、日ごろより職員一同がアンテナを高くして、今後、国・県の施策を活用しながら取り組んでいきたいと考えているところであります。

2点目が、企業進出のおくれと人口減少についての御質問でございますが、企業誘致による雇用の場の創出は新規雇用を生み出しますので、人口がふえることにもつながると考えております。現在、工業団地の未売却地は三春の1区画となっており、産業立地交付金等の優遇措置を設けて企業誘致に取り組んでいるところでございます。

三春工業団地以外の場所におきましては鷹取地区へ1社が、そして、浮羽町の東隈上に1社が進出をしております。また、直接雇用にはつながりませんが、企業誘致の一環としまして、市の遊休地に民間のメガソーラー施設を誘致し、土地の賃貸料及び償却資産の年間約420万円ほど

の歳入が上がっておりますので、あわせて報告をいたします。

市としましては、誘致候補地等の情報収集も行っており、その結果、このような企業誘致につながったものと考えております。また、雇用の場を確保するため、農商工観光連携や6次産業化による事業支援等を行うとともに、うきは市の魅力を情報発信することにより、移住者の増加を目指すことも重要だと考えております。

これまで申し上げましたように、企業誘致により雇用の場を創出することと同時に、さまざまな取り組みを複合的に行うなど、人口増に向けた施策について総合的に推進してまいりたいと考えております。

3点目が、2020年のうきは市の人口予測はどうなっているのかという御質問でございますが、外国人登録149名を除くうきは市の現在の人口は、御指摘のように3万1,484名であります。平成25年3月に出された国立社会保障・人口問題研究所の報告によりますと、うきは市の人口は2020年には2万9,082名になるであろうという推計がなされているところであります。

4点目が、日本創成会議・人口減少問題検討分科会の消滅する523市町村リストをどう捉えているかという御質問でございますが、自治体が消滅するというショッキングな報道に非常に驚いておりますし、今、少子化対策をしなければこのような状況になるという警鐘であると、このように感じております。

少子化問題につきましては、国と地方の関係、経済問題、社会問題、また、それぞれの生き方、価値観にかかわる問題を含んでおり、その対策は難しい問題であると感じております。

日本創成会議・人口減少問題検討分科会の報道内容を簡単に申し上げますと、全国1,800市区町村の49.8%に当たる869自治体で、子供を産む主な世代の二十から39歳の女性の人口が2010年から30年間で5割以上減る可能性があるという内容でございました。さらに869自治体のうち、2040年の人口が1万人を割ると予想される自治体が523となり、これらについては、自治体として消滅の可能性が高いものと推計されております。

このように、ここに挙げられた869や、その内数であります523の自治体の中に、うきは市は含まれておりませんでした。大変危機感を持っているところでございます。この提言は、ストップ少子化・地方元気戦略と題して5月8日に公表をされ、これを受け、政府では今月末に閣議決定する経済財政運営の指針、いわゆる骨太の方針で50年たっても人口1億人を維持する目標を盛り込む予定であると、このようなことが報道されております。この提言では、若者や女性が活躍できる社会をいかにつくるか、生産年齢人口は減少するので、女性や高齢者等が活躍できる社会、そして、都市で経験や技能を身につけた若者が戻って能力を生かせる環境を地方に整えることが大事だと言われております。

繰り返すにはなりますが、人口減少化対策は全国的な課題でありますので、今月末に閣議決定されます新しい成長戦略、それから、経済財政運営の指針、いわゆる骨太の方針の内容を注意深く把握するなど、日ごろより職員一同がアンテナを高くして、今後、国・県の施策を活用しながら取り組んでいきたいと考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 結果的には、まだ何もやっていないという答弁でございます。アンテナを高くして情報収集するということですが、問題は、対策を検討しなきゃなりません。どういう対策をやったら人口減少に歯どめがかかるかということでもあります。

そこで、まず1番目の人口2,617人ですけれども、これは平成17年から見ますと、毎年200から、多い年は、平成24年には434名の減少という——年度別にはですね、こういうような実態であるわけなんです。全く人口減少に歯どめがかかっていないという状況であるわけです。それに歯どめをかけなきゃどうにもならない。

今、いわゆる消滅する市町村523、このことがありましたが、これには入っていない——入っていないですよ。もちろん入っていないけれども、全国で1,800からある市町村の中で896は、いわゆる人口減少だという警鐘が出されているわけですから。これをやっているのは日本創成会議・人口減少問題検討分科会ではありますが、これのトップは、以前の総務大臣だった増田寛也さんですね、岩手県知事を3期ですか。この方たちが、先ほどありました国立社会保障・人口問題研究所の公表資料をもとに算定しているということですね。詳しく載っていますよ、中央公論の6月号ですけど、全リストが出てありますよ、この中には。つまり北海道からこのように全ての対象のリストが出されているわけですよ。だから、これに入っていないということでもありますけれども、この福岡県では、やはりこのリストの中に鞍手町、川崎、小竹、桂川、添田、芦屋、香春町、それから近くでは東峰村、赤村の9町村が人口1万人を割るということであるわけで。そして、いわゆる896市町村の中には、福岡県は22入っているわけですよ。例えば朝倉とか柳川とかですね。896の中にも入っていない、そんな悠長なことでは人口減少に歯どめがかかるはずありませんよ。

したがって、早急にこの人口減少の歯どめをかけるための対策を出さなきゃなりませんけれども、そのためには金が要るわけですね。今朝の新聞に成長戦略の素案が出てありますけれども、その中には、少子化対策としては全く触れられていない、この成長戦略の中にはですよ。学童保育のことは書いてありますけど、学童保育は、もう出生後のことですから、それよりも出生する、生まれてくる子が少ないということですから、これの対策を講じなきゃならんわけです。

きのうもいろいろ質問が出てありました。いわゆる医療費無料化を中学まで、それをやるとお金が要る。お金が要るからやれないじゃなくて、やっぱり少子化対策をやらなきゃ、ますます財

政も逼迫するという状況であります。

そこでお尋ねしますが、福岡県からは何も言ってきていないわけですか、この人口——少子化対策については、福岡県から指示があっているかどうかということですね。県の指示について答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） そのことについては、担当課長より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 県のほうからの指示ということより、今、検討されているのが子ども・子育て会議、この中で保育の需要と供給ということで、そういう関係で昨年からアンケート調査を行っております。今後、その保育の需要に基づいて供給体制をどうするかということの問題が検討されてくるというふうに思っております。

そういうことで、県からの指示はこういうふうな形で子育て世帯の、より子供さんを——出生と育児、こういう関係を重点的に行うというような関係での指導だろうというふうに感じております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、今はこの人口減少の問題が全国でクローズアップされているわけですよ。したがって、最近はこの人口減少についての新聞記事は非常に多く出ているわけですよ。これは5月25日の西日本新聞ですけど、16都道府県が出生目標値を定めている、九州は5県設定ということですよ。だから県のことをお尋ねしたが、まだ達しがらないということですが、県は定めているわけですよ。年間、4万6,000人以上という目標を決めているわけですよ。県だけで決めて、市町村にそれをやらないということは、いわゆる県の目標も何もなっていないということなんですよ、ひとり相撲であるわけですよ。だから、例えば、出生率は1.43、福岡県の場合ですよ、そして4万5,815人というのが福岡県の目標になっているということであるわけですよ。

それじゃあ、お尋ねしますが、県からの指示があるまでは、目標は定めないということですか。答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 子育て支援といいますか、人口減少対応については、もう議員も御承知のとおり、ことしの4月から消費税が5%から8%に上がりました。四、五年前から国のほうでは税と社会保障の一体改革ということで大きな社会保障制度の改革が進められております。社会保障制度の中でもいろんな分野があるんですが、今、国が中心的に進めているのは4分野でございます。その1つが子ども・子育て、そして医療、そして介護、そして年金の分野であります。

今、我が国の社会保障の制度というのは1970年モデルということで、人口が伸びている高度成長時につくられたモデルであります。これを2025年、いわゆる団塊の世代の皆さんが75歳、いわゆる後期高齢者に到達するところを焦点に合わせた21世紀型日本モデルというのに大きくチェンジしようということで、目まぐるしい改革が今なされております。そういう一環の中で24年8月に子ども・子育て関連3法というのが成立しまして、こういう流れは我々も十二分に承知して、しっかり危機意識を持ち対応してきました。

議員は、何もやっていないという御指摘でございますが、幾つかやっている事業を御紹介いたしますと、まず、新聞にも大きく取り上げられたんですが、新生児への育児商品のプレゼントということで地場企業——龍宮株式会社さんのパシーマという、本当に国内でも誇れるような製品をプレゼントさせていただいて、生後2カ月の赤ちゃんにプレゼントさせていただいているんですが、非常に市民の皆さんから喜ばれております。あるいは、昨年から開講いたしましたうきは市民大学で子ども未来学部というのを開設しております、やはり、うきはに生まれた子供たちがすくすくと伸びるような、そういう環境整備にも努めております。それから、子育て応援の店ということで、官民協働でうきは市内には子育て応援のお店が148店舗登録をされております。こういうことで民間とも一体となった取り組みもされております。あるいは、ブックスタートということで、10カ月の健診時に絵本等を——赤ちゃんと保護者が心の触れ合う機会ということで、絵本を媒体にしたコミュニケーション成長というのでも取り組んでおりまして、非常に皆さんに好評をいただいているところであります。

このほか、うきはアリーナであったり、うきは市立図書館で、もっともっと子育て支援につながるような対策もやらせていただいているところであります。要は、昨日も申し上げましたように、うきはの人口減少に歯どめをかけるという対策としては、大きく対応方針として2つあると思います。

まず1つは、自然増減、そして2つ目に社会増減であります。自然増減は出生者からお亡くなりになる方を差し引いた増減数でありますし、社会増減は、残念ながらうきはに生まれて、うきはで育て、東京——都市圏に社会流出する人、あるいはIターンで、また東京からうきはに来る人、そういう差し引きということであります。要は、この人口問題は、本当に幅広い対応をしないと自然増減も、あるいは社会増減も歯どめがかからないということでありますので、要はまちづくりそのものだというふうに捉えております。

そういうことで、うきはに住んでよかったな、うきはに生まれてよかったな、うきはで住んでよかったなと思われるような、そういうまちづくりをやることが非常に重要だと、このように認識をしております。

今後の目標については、今、子ども・子育て市民会議を設立いたしましたので、そういう中で

具体的に詰めてまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） お隣の久留米市は、人口が増加しているわけですね。先ほど5月25日の新聞、披露申し上げましたけど、これはその翌日の西日本新聞ですけども、13カ月連続で人口増ということです、久留米市。何で人口がふえているかということがこれにきちっと分析されてありますよ。市の総合政策課の分析では、ダイハツ工業の企業進出があり、雇用が生じたということです。それから2番目に、中心部でマンションや一戸建て新築がふえたということ。それから3番目に、農業に従事する外国人研修者がふえたという分析をやっているわけですよ。つまり、13カ月連続で人口増、非常に珍しい記録だそうでありますよ。

そこで、人口増のためには企業誘致をしなきゃなりませんということを申し上げましたけど、皆さん方は土地を確保すりゃもう企業誘致が成立するぐらいに思っておりますが、そうじゃありませんよ。企業の進出のためには条件整備をしなきゃなりませんよ。つまり、採算性が合わなきゃ、企業は出てこれません。採算性、つまり高速道路に近いとか、あるいは、大量輸送ができる、つまり、大型自動車の出入りができるというような条件整備が必要であるわけです。

それから、利便性も大事でありますよ。利便性ということになりますと住環境の整備が一番大事であるわけで、つまり、道路の整備はもちろんのこと上水道、下水道の完備ということがまず条件に挙げられているわけ。

そして、大石に日本精工が出てまいりましたけれども、あのときも非常に困ったわけですね。浮羽町に福岡銀行がなかったもんですから、どうしても日本精工は杷木の福岡銀行を指定金融機関にする、そういう金融機関の問題もあるわけですよ。

それから、きのうも出ておりましたけれども、公共交通機関、つまり三春工業団地が、列車こそ久大線走ってますけど、まず、交通は全くだめなんですよ。つまり、市内バスを循環してありますけど、あれは本当の交通機関にはなってありません。こういう条件整備。

それからもっと大事なのが雇用性ということになれば、つまり、人間が集まるかどうかということ。人間が集まらなきゃ企業は出てくるはずありません。

そこで企業誘致のことについては、せんだってもちよっと申し上げましたが、これが、皆さん方が産経新聞に出した広告ですよ。ここに三春工業団地がこう出てあります。自動車工場とのアクセス良好としてありますけれども、単価が3万5,000円を出ているわけですよ。この上のは宮若市ですよ。単価は9,800円を出てありますよ。9,800円と、この3万5,000円と、こうやりますと、どうしても企業は安いほうを選んでいく。そして、ここに宮若のメリットが書いてあるわけ。大手自動車メーカーへのアクセス至便、あるいは、高速道路まで何分とか、公共下水道、あるいは上水道が完備しているとか、もうこういうことがきちっと書いてあるわけ。

こういうことを示されますと、どうしても企業は安いほう、利便性の高いほうに向かって進んで行くということであります。

これも3月25日、産経新聞の記事でありますけども、三春工業団地土地区画分譲中とやっておりますが、やはり金額は3万5,000円を出されているわけ。商談には応じますとしてありますけども、こんなほかの団地よりも高い金額を出したら企業が出てくるはずがないんですよ。全く皆さん方は企業誘致に本腰が入っていないということが言えるわけであります。これについてはどのように、今後、対処されるのか。三春工業団地も以前の総務産業常任委員会で現地を視察して、これでは大型自動車は入ってこない。したがって、道路の整備が必要だということを提言しているけども、それもまだ一向に手つかずの状態という状況であります。こういうものの条件整備をどうされるのか、いま一度答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 人口減少にストップをかけるために雇用の場を確保するというのは非常に重要な要件でありまして、そういう面でいきますと企業誘致というのは市にとって大きな課題だと、このように認識しております。

議員は、団地をつくって終わりというようなお話を申し上げましたが、決してそういうことはございませんで、これまでもしっかり福岡県の企業立地課であったり、あるいは九州経済産業局の産業立地課にも足しげく通って情報収集をしております。それだけではなく、いろんな企業進出に情報をお持ちの金融機関とか、いろんな開発に関連するような企業の方にもいろんなコネクションを使って情報収集に努めてまいっておりますが、なかなか日本全体、特に製造業全体が非常にグローバル化の中で、価格競争の中で明け暮れていて、海外進出にシフトしている中で苦戦しているのは事実であります。

今後、我々は、そういう条件整備は当然重要でありますので、議員御案内のようにいろんな産業立地交付金——大きく3つの奨励金を設けさせていただいているのですが、立地促進奨励金、あるいは設備投資奨励金、雇用促進奨励金、こういう優遇策も設けておりますので、こういうことを常に我々のセールスポイントとして、しっかりした売り込みを図っていきたいと、このように思っております。私自身もトップセールスをすることは非常に重要だと、こういうふうに認識をしておりますので、そういう面で動いておりますし、担当課についても、そういう視点で動いているところであります。

三春工業団地の価格の話が出ましたが、当然、立地場所によっていろんな条件は変わってくるわけなんですけど、ぜひ御理解いただきたいのは、既に販売しております西側の価格との調整ということもありますので、そちらについてはしっかり御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、今、県の立地課とか連携をとっているということですが、今までに10件ほどの問い合わせがあつてありますよ。その中で半分以上は水ですよ。県から3件ほど問い合わせがあつてありますが、この3件とも水ですよ、水が確保できますかというのが条件になっているわけ。つまりあそこは水の確保ができていないわけですよ。井戸を掘らなきゃならん。大量に使いますと、周囲の民家に影響を及ぼすおそれがあるから、そういうところには、もう到底、企業というのは進出してこないということになります。

そこで、企業誘致をするためには、また、櫛川議員のほうからも質問がありますが、上水道の整備がやはり急がなきゃならんということでもあります。今、下水道についてはもう90%完備されましたから、あとは進入道路の——特に三春工業団地については、大石の三差路の改修ができるということでもありますから、これができれば大型自動車が左折、簡単に右折できるということになりますから、大型自動車の進出は容易になりますけれども、残りますのは、やはり上水道、水が足りない。今、宮崎県の小林から来ているのも、あれは地下水で営業するということでしょう。話だけはあつているけど、まだ出てきていないということでしょう。結局は、水が心配だったら企業誘致は成り立たないという状況であります。

そこで、時間がありませんけれども、先ほど、東京オリンピックが開催される2020年のうきは市の将来人口は2万9,082人ということでございます。これは国立社会保障・人口問題研究所が5年ごとに公表している資料をごらんいただいていると思いますよ。これでわかりますように、20歳から49歳、一番働き盛り、特に女性については、出産期を迎えている女性の人口減少がやはり甚だしいわけでしょう。そういう出産期の女性が減っていくということは、これに書いてありますように、やっぱり人口減少が続きますよということになってありますから、幾ら子育て支援をやつてありますということでもありますけれども、やはり自然減少、自然増加というのは、もう到底望めませんよ。問題は、社会増加を図らなきゃならんということでもありますから。

したがって、企業誘致等をやつて、そして、やっぱりうきは市に住んでもらわなきゃ。今のところ仕事がないものですから、高校卒業、あるいは大学を卒業してもうきはにとどまっているのはわずかなんですよ。全部、転出人口のほうは多いんですよ。うきはに転入する人口よりも出ていく人口のほうが多い。これでは、人口はふえるはずありませんよ。したがって、そういう転入人口をふやす。昼間人口と転入人口というのは違いますから、きのう、観光でいっばいうきはに来ているから、それは、いわゆる昼間人口で、常住人口ではありませんから人口増加にはつながらない。観光客が79人来ると1人分とか、そんな計算では人口増加になりませんよ。本当に定住人口をふやすためには、企業誘致、それから、いわゆるうきはに住んでよかった、うきはがい

いというような、そういう環境づくりをやっていかなきゃ人口増加にはつながらないということになります。

特に、この人口急減社会の中で出しています、いわゆる2040年のうきは市の人口は2万3,225人ですよ。2040年、ここに出てありますから。うきは市の人口は2万3,225人。この中で幼年人口というのは2,576人ということですから、これはもうとても小学校も、いわゆる複式学級どころか、とにかく入学者がいないような学校も出てくるというようなことが起こってまいりますよ。特に20から49歳になりますと、2040年には4,087人ということですから、37.9%の減少という結果が出ているんですよ。したがって、何とか、今、人口減少に歯どめをかけなきゃ、うきは市も大変なことになります。

このような状況ですから、ひとつ県とか、あるいは国の指示を待つんじゃなくて、1日も早く人口少子化対策をつくっていただくようお願いして、時間が迫っておりますので、次の第2点に移らせていただきます。

膨大な起債——借金がありますが、次世代の子や孫に負担をさせないための行財政改革について質問いたします。

合併当時、平成17年3月20日の合併当時の起債残高は浮羽町が87億2,070万6,000円。吉井町が94億5,526万4,000円、合計181億7,597万円であったものが、本年3月31日現在、うきは久留米環境施設組合分を含めると274億9,056万6,000円の借金でありますよ、274億円。皆さん方は一般会計だけを市民に報告してありますが、実は全部の会計を含めると、このような膨大な借金を背負っているわけですよ。

そして、いわゆる償還金——26年度の元利償還金支払い額は我が市の市税収入にほぼ匹敵する25億6,323万円、このうち支払い利息は4億1,813万2,000円、1日に換算しますと元利と利息で700万円を超えているわけですよ。今、借金払い700万円ですよ、1日に。元金と、それからその利息を合わせますと、このような借金払いを、今、続けているという状況でありますよ。これでは、財政がもつはずがありませんよ。これはやはり何とかして、この借金を減らしていかなきゃなりません。だから、我々の借金は我々の時代に少なくしていただかないと次の世代はたまったもんじゃありませんよ、人口は減ってくるは、膨大な借金を払わなければならんということでは。

したがって、これらの借金を次世代の子や孫に負担させないためには、歳入の増加を図るということではありますが、この歳入の増加は、私は、見通しは絶望だと思っております。収入はふえる、それは絶望であります、実現は到底不可能。だったら、いわゆる市町村合併の特典を皆さん方はよく申されます。合併しますと10年間は合併前の交付税が保証されてありますから、10年間ですから、ことし10年で切れるわけですよ。来年からは、確実に交付税というのは減

額されることは間違いありませんよ。そうしますと、なおさら財政は厳しくなっただけです。

そのためには、合併の目的でありました、いわゆる組織や事務事業の見直し、経費の削減と財政の効率化を図らなければなりませんけれども、そのためには、徹底した行財政改革を断行し、無駄な支出を抑制し、これ以上の借金を繰り返さないということです。皆さん方はまだ繰り返そうとしているでしょう。いわゆる特例債というのは5年間延びたから、5年間延びたと言っているけれども、毎年毎年、借金払いはふえてきているわけです。17年度の借金払いは、元金償還が9億7,735万7,272円でありましたが、今では、平成26年度の予算でいきますと21億4,509万8,000円でしょう。このように、倍以上になっているわけです。今、元金の償還払いは。利息も同じです。平成17年度の利息、これは3億7,000万円であったが、今ではもう4億1,800万円、皆さん方、特例債は国から金が出ているからということでありますが、このように大変な金額です。26年度の償還元金は、1日587万6,981円、そして利息は114万5,567円ですから、実に1日702万2,548円の元利償還を払っているという状況であるわけです。だから、これ以上の借金をさせないためには、どうしても行財政改革が必要であります。

したがって、今274億円という借金がありますが、つまり次の4点、本年3月末の起債残高は、うきは久留米環境施設組合分を含めると274億9,056万6,000円になってありますが、県下のほかの市町村と比べて少ないと思っていますか、多いと思っていますか。

それから2番目に、毎年2,000万円以上の赤字続きの農業集落排水事業——これは今泉、高田のところにあるやつですけれども、これも早く公共下水道に接続統合しなさいということを提案しているけど、皆さん方一向にやらないわけ。だから、毎年2,000万円以上の金を継ぎ足しているでしょう。いつまで続けるつもりなのか。

それから、自動車学校特別会計でありますけれども、平成23年度1億5,620万円の歳入です。平成24年度が1億4,480万円の収入実績があったのが、平成25年度は、いわゆる年度当初から毎月赤字決算でしょう。そして予算と比べますと、今3,730万円の収入減ですよ。これをどうされるのか。当初予算を制定しましたけれど、途中で借入金を少なくしましたから、今では自動車学校の特別会計というのは、1億7,000万円は超えてありませんけれども、それでも、現在予算が1億6,430万1,000円でしょう。それに入ってきているのは1億2,699万9,754円しか入っていませんよ、4月現在で。もうこの5月が終わっていますけれど、5月にどれだけ入ったか知りませんが、4月30日現在で25年度の歳入欠陥は3,730万1,246円であるわけ。これ、どうされるのか。

それから3月議会で質問しました、四季の舎ながいわ、これ、昨年12月から休館してありましたが、結局は指定管理者が辞退したということで、新年度から直営営業として運営するという

ことでありましたが、直営のためには、やはり金がかかるんですよ。なぜ今度の6月議会に補正予算を出さなかったのか。どのようにして直営運営をやっているのか。

それと一番大事なことは、あの四季の舎ながいわを設置した目的が達成されるかどうかということですよ。達成されなきゃ3億5,000万円も投じてつくった箱物が全く無駄になっている、こういう無駄なことをやっておったんでは、財政が好転するはずありません。いろいろ議員からもあれをしてほしい、これをしてほしい、要望が出てありますけれど、とてもそういうものには手が回らないのが実態であるわけで。

このような状況についてどうお考えなのか、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、膨大な起債を次世代の子や孫に継がせないための行財政改革の断行について4つのお尋ねをいただきました。

1点目が、本市の財政状況についての御質問でございますが、総務省が公表している平成24年度決算状況によりますと、県内の28の市の普通会計における地方債の状況では、うきは市の住民1人当たりの地方債の現在高は44万3,000円と、高い順から第9位となっております。この中には、地方交付税の財源不足を補うために設けられた臨時財政政策債も含まれておりますが、地方交付税の依存度が高い市町村ほどこの比率が高くなりますので、実質的にその償還金は全額、国の負担となることから、他市町村と比較する場合にはそのあたりも考慮する必要があると、このように考えております。

一方、うきは市の住民1人当たりの基金の現在高は30万1,000円と県内で第2位となっております。地方債の現在高から基金の現在高を差し引いた実質的な負債額は、住民1人当たり14万2,000円と、県内28市の中で少ないほうから5番目となります。

このような状況などから他の市町村と比較して健全財政かということにつきましては、現状では、比較的健全であるのではないかと考えております。

それから2つ目の御質問に、農業集落排水事業と公共下水道との統合に関する御質問でございますが、確かに平成23年度に議員より御提案をいただいてから2年以上経過をしておりますが、決して放置しているわけではございません。御提案いただきました農業集落排水事業、以後、農集事業と申し上げますが、これと公共下水道との統合はともに平成7年度に事業完了した農集事業の高田、今泉地区及び公共下水道事業の屋部処理区を、公共下水道事業の吉井処理区に統合させ、水処理及び汚泥処理を吉井浄化センターで行い、それぞれの浄化センターを廃止して、施設の管理費及び老朽化した施設の維持費を軽減できるものであると、このように認識をしております。

このことから、御提案をいただきました翌年度の平成24年7月に、コンサルタントに統合に

向けての設計業務委託を行い、それと並行して、同年8月には県内で統合を計画しております糟屋郡須恵町に職員が出向き、手順等についての調査を行ってきたところであります。このコンサルタント及び職員の調査により、まず、2つの事業の統合には福岡県汚水処理構想の変更が必要であること、それから農集事業の公共下水道への編入の作業、さらには公共下水道側の事業区域への受け入れの手続の作業、さらに、農集事業の公共下水道への編入は経済的理由だけでは認められないこと。あるいは、編入に伴い必要な管渠の布設は単独事業になること。さらに、農集事業の処理施設の用地費、建設費の残存価格に応じた補助金返還が必要になること。こういうことが幾つも判明をしたところであります。

現在、福岡県汚水処理構想の変更及び農集事業の公共下水道側の事業区域の受け入れについて県の下水道課と協議を行っておりますが、福岡県汚水処理構想については平成28年度が全面改訂の時期で各市町村の汚水処理構想を平成27年度に見直す必要があることから、単独での変更ではなく、その際に変更するほうがよいのではないかと、このような助言を県から受けております。

また、農集事業の公共下水道側の事業区域への受け入れについては、公共下水道の所管からは支障がない旨、内諾を得ており、それと並行して編入の理由や補助金返還等の農集事業の対応の内部協議を、今、行っているところであります。

次に、統合の時期については、現在、全市の汚水処理人口普及率100%を目指して事業を推進しておりますことから、普及率97%の浮羽処理区を早急に100%にするとともに、いまだ普及率が86%の吉井処理区の事業推進を優先させた後、統合に向けた対応を図ってまいりたいと、このように考えているところであります。

以上のように、数々の超えなければならない問題を一つ一つ解決しながら、統合に向けて努力しておりますことを御理解いただきたいと存じます。

3点目が、平成25年度の自動車学校会計に関する御質問でございますが、平成25年度の歳計現金対照表によりますと、出納整理期間を含めて平成25年度14月中、収入が支出を上回った月が7月、8月、10月、11月、12月、そして1月、3月、4月、5月と計9カ月で、下回った月は4月、5月、6月、9月、2月の計5カ月であります。結果、平成25年度は約450万円ほど次年度への繰越金が確保できる見込みであり、損益計算書上も約170万円の利益を計上できる見込みであります。

しかしながら、少子化の状況は議員御承知のとおりであり、教習生の確保については限られたパイの奪い合いという構図は続いております。このような現状を踏まえ、運営改善については、現在、自動車学校職員と、学校存続に向けて運営協議の場を設けて意見交換を行いながら、検討を重ねているところであります。また、自動車学校のPRについても、市内の唯一の高等学校で

ある浮羽究真館高校へのPRはもちろん、5月24日に行われた、うきは地区交通安全協会の定期総会においても、私の挨拶の中で、当うきは自動車学校をPRするなど、あらゆる機会を通じて、うきは市の公立の自動車学校であることをアピールし、宣伝に努めているところでございます。（「要点だけやってください、あと6分しかありませんから」と呼ぶ者あり）なお、ホームページも一新し、現在チラシも作成し教習生の確保につなげるよう努めているところであります。

さらには、平成25年度は庁舎間バスを、今年度からは保育所送迎バスについても取り組んでおり、教習生の送迎とセットで実施することにより、少ない経費でもより多くの財源の確保に結びつけているところであります。当然のことながら、今後とも教習生の確保及び経費の節減の努力を続けていかなければならないと思っております。しっかり、学校内で設けています検討委員会で、職員とも意見交換をしっかりやりながら、この自動車学校の運営に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

最後に4点目、四季の舎ながいわに関する御質問でございますが、御指摘のとおり、四季の舎ながいわについては、3月いっぱい指定管理者であった有限会社オリエンタルハーブが辞退をいたしましたので、現在は市の直営で運営を行っているところでございます。しかしながら、レストラン運営については市が直営で行うこともできず、平島氏とのレストランの運営に関してのみ、委託管理契約を行っているところであります。内容としては、レストランの運営並びに四季の舎ながいわの開閉、館内の清掃、トイレ掃除等をお願いしております。委託管理料については、レストラン営業で上がる収益で管理を行うこととして、市のほうからは支払っておりません。

御指摘の四季の舎ながいわの設置目的であります。山村地域の活性化を図るために当該施設を通じて山村と都市との交流を図り、地域農産物等の販路拡大、就業機会の創出を推進することとしております。

建設当初は、地元で管理組合を組織し運営を行ってまいりましたが、年間の収支において赤字決算を招き、最終的には組合の組織が存続できない状況になり解散することになりました。その後、うきはの里株式会社——オリエンタルハーブのほうで管理運営を行ってきたところでありますが、どうしても冬場の集客が難しく、レストラン業務を中心とした管理運営は難しいという判断に至りました。今回、4月以降については、レストランのメニューも、うきはの食材を利用した料理提供という条件で検討をお願いし、今までのマクロビオテック料理を継承しながらも、それだけにはこだわらない料理提供を行っております。また、森林セラピーツアーのニーズも取り入れたヨガ道場等の活用もできるように床部分を改修し、ヨガやダンス教室、また、コンサートや講演会等の対応もできる雰囲気を変えてもらっております。

市といたしましては、今後、新川田籠地区の山村振興の拠点施設としてより一層利活用できるように、つづら地区の森林セラピーの旅先案内の中継施設としての利用や、うきは市都市山村交

流プロジェクト、通称うきプロが新川田籠地区に組織化されておりますので、その活動の支援施設としての利用並びに、現在、田籠の民宿馬場でっております、うきは情報収集発信センターの活動について、四季の舎ながいわの事務所を利用してもらうなどの検討を行っているところです。

具体的な動きをつくるには今しばらく時間を要することが考えられますが、市としてもこうした方向性を持って、ながいわの管理運営を積極的に進めてまいりたいと考えております。いずれにしましても山村と都市の交流を視野に入れた取り組みを今後行うことで、設置目的を達成したいと思っております。

なお、当初計画にありました、当該施設での利用計画等については平成24年度に国と県と協議を行い、今後の運営方針並びに利用計画について、これまでの実績を踏まえた内容で見直し、承諾を得ているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 随分長く答弁されても時間も1分になりました。そこで申し上げますが、先ほど、借金のことを、非常に44万円とかというお話であります、これは一般会計だけです。でしょう、普通会計のことですよ。普通会計、いわゆる一般会計と自動車学校会計、それから住宅新築の、この3つの会計の分を言っておりますが、そのほかを合わせますと274億円という借金になるわけ。皆さん方は一般会計のことだけしか言わないけれども、借金が少ないと言うけれど、じゃあ、収入はどうでしょうか、収入が少ないんですよ。福岡県内28市の中で市税収入というのは最低なんですよ。収入が少ないのに身のほど知らずに大きな借金をしているというのが今のうきは市の実態であります。これについては時間がないので、また日を改めて質問をさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、13番、三園三次郎議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、4番、中野義信議員の発言を許します。4番、中野義信議員。

○議員（4番 中野 義信君） 4番、中野義信でございます。今回、市民の声を市政にということで当選をさせていただきまして、初めての質問でございますので、ちぐはぐな面があるかと思っておりますけれども、まず御理解をお願い申し上げたいと思っております。

立候補に当たりまして、6つのことを、抱負を出しておりました。きょうは、その中から3点だけ申し上げたいというふうに思っていましたところ、私は、現在もJAの理事をさせていただいております関係もありまして、急遽、今、新聞等でいろいろ出ております政府の規制改革会議、——これは住友商事相談役の岡議長さんが議長でございますが、先般より、質問については

9日の日までに議会事務局のほうに出さなければならないということで、それ前に規制改革会議の中での農業分野について、実はJAの組合長なり農政連の委員長の要請があつておつたと思えますけれども、13日に医療や雇用分野のほかに、農業分野の改革の答申がなされました。1週間ぐらいで、がらっと内容的にもいろいろ変わっておりますので、ちょっと私もやっぱり新聞等で見ると限りの実は情報になるということでございますが、当初いろいろ私どもは見ておりました内容から、表現が少しは変わっておりますけれども、農業者なり農業団体、国会議員不在の進め方で、全く農業を理解していない人たちが検討された結果であるというふうに思うわけでございます。

当初案を述べてみたいと思えますけれども、大きく分けまして3つほどございます。

まず、農業委員会の見直しということでございますけれども、農業委員の選任は選挙制度を廃止し、そしてまた農業団体からの推薦制度を廃止するということが出ております。現在はそれぞれ地区で推薦をいただいて委員の方が出ておられますけれども、そういったことで、委員は5から10名程度、それぞれ市町村長が選任するというのが案のようでございます。

それから、農業委員というのは、県の農業会議並びに全国の農業会議所というのがございますけれども、これも廃止というようなことが出ておつたようでございますが、自民党の、いわゆる農林議員とか自民党内でいろいろ検討した結果が——実は、うきは市の農業委員は今25名ということで聞いておりますが、やっぱりうきは市の農業と農地を守るためには5名から10名程度では無理じゃないかなと、その地区地区の、それぞれ農業者なりの考え方がありますもんですから——結果は市町村長の選任制で一本化という報道であります。この点についての市長さんの考えなり、そういったことをお願いしたいなというふうに思うところでございます。

それから2点目に、農地を所有できる法人、いわゆる農業生産法人の見直しというのがございますが、今までの事業要件というのを廃止すると、それから、構成の要件については議決権を有する出資者のうち2分の1を超える者は農業者じゃなければならない。一方で、2分の1未満については制限を設けないというようなことが出ておりました。しかし、いろいろ協議をするうちに、企業の——やっぱり農業にしやすいようにするというのがこれは1つの考えであるというふうに思いますので、企業の出資は25%ということで制限されておりますけれども、これを50%以上にすれば経営権を握って事実上の農地保有ということで会社あたりになるということでございますが、結果は50%未満ということで落ちついておりますけれども、いずれにしても農地の所有なり、経営を企業がやりやすくするというようなことが狙いのようでございます。

第3点目には、農業協同組合の見直しということでございますが、農業協同組合法に基づく中央会制度の廃止、これは福岡県中央会、それから全国の中央会ということで、各県ごとに中央会

がありますけれども、これも廃止しなさいと。それから、全農——全国農業協同組合連合会を、いわゆる株式会社に転換しなさい。

3点目には、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会に、信用事業を移管しなさいと。各農協、単位協では農林中央金庫なり信連の統括のもとで窓口代理業務を実施し、業務に応じた報酬を得る。同じく、共済事業につきましても、全国共済農業協同組合連合会というのがありますが、そのもとで窓口代理業を実施し報酬を得ると。

それから、理事会の関係ですけれども、現在、各支所というか、もとの支所あたりで理事が選ばれておりますけれども、理事の過半数は認定農業者及び地域内外を問わず、民間経営経験があり実績を十分に有する者ということになっておりますので、現在の農家の代表だけでなくして、一般の方、市以外の方も理事になれると。

それから、准組合員の利用については、正規組合員の事業利用の2分の1を超えてはならない。これは、農協の場合は出資者であります正規組合員というのが農家です、1反以上を持ってある方。それ以外の地域の方については准組合員というふうに言いますけれども、今までは正組合員と准組合員がどうのこうのというのはありませんでした。組合員以外の利用率、それは今までありましたけれども、そういったことで、同じ正組合員、准組合員の中でこういった利用の問題を出してきておるようでございます。

そういったことで、農業協同組合の見直しについては、やっぱり中央会というのはいろいろ各単位協を指導しておりますので、いろんな事態を含めて、その指導が必要であるというふうに農協側は訴えておるわけでございます。

結果的には、農協というのは自主団体ですから、自己変革を行うようにということが、今、出されておるようでございます。

しかしながら、今回の廃止——中央会の廃止ということは文面には出てきていないですけれども、そのワーキンググループあたりはあくまでも廃止ということで次回も求めていくようでございます。

それから2番目の株式会社の件ですけれども、これは全農というのは、農家組合員から、いろいろな農産物を集めまして、各農協がその全農に依頼して共同販売をやっていく。それから、肥料、農薬とか生産資材、そういったものを一緒に共同購入することで——農業者はやっぱり弱いわけですから、大企業と対等に競争し、安く購入できるようにする。つまり、農協のできたゆえん——昭和22年に農協ができておりますけれども、やっぱりそこが狙いであるというふうに、結局そういったことが、やっぱり株式会社になりますと、やっぱり独禁法とかいろいろな適用がされますので、なかなか共同販売、共同購入というのが難しくなると。結果的には、株式会社が検討課題ということになっておるようでございます。

先ほど言いました、信用事業なり共済事業の関係も、やっぱり切り離して、単協では窓口業務だけやりゃいいというようなことですが、農協というのは総合事業でありますから、やっぱり、そういった信用共済での収益で今度は営農指導ができる。営農指導というのはなかなか、これは金が入ってくるものではないわけですから、それがなくなるということは、農協が経営ができないということになるというふうに思います。あくまでも信用と共済事業は営農事業と一体として営まれておるものですから、特に、うきは市のように農村地帯では、農業者だけでなく、地域の方との結びつきが大きいわけです。なくてはならない組織だというふうに私も自負しておるわけでございます。

そういったことで、改革会議の中で出ておりますので、市長さんのこれに対する私見といたしますか考え方、そういったものを、この3点についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、政府の規制改革会議で大きな目玉で議論されています農業委員会の見直し、そして農地を所有できる法人、つまり農業生産法人の見直し。そして3点目が農業協同組合の見直しを打ち出していることに関する御質問でございますが、我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況にあり、農業従事者の高齢化や後継者問題、受け手を必要とする遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる環境は危機的な状況にあると言えます。

うきは市においても農業を取り巻く状況はさらに厳しく、特に中山間地区の農地は後継者不足と高齢化、また有害鳥獣による農作物被害等により耕作放棄地がふえているところであります。

今回の規制改革会議の農業ワーキンググループによる農業改革に関する意見、さらには先ほど議員がおっしゃいました、先週金曜日に出された答申。この答申の中では、このような状況を克服し、競争力のある農業、魅力ある農業をつくり、農業の成長産業化を実現するための農業改革案が示されているところであります。その1つとして、農業委員会等の見直しがあります。これは、より実務的に機能する者を選任できるよう、選挙制度を廃止することとして、農業者の創意工夫を最大限引き出すことに優れた識見を有する者を農業委員として市町村長が選任することとしております。また、農業団体等からの推薦制度も廃止するものであり、人員も当初5人から10人という話が出ていたんですが、答申では現行の半分程度の規模にすることとなっております。そのかわりとして、農地利用推進委員の新設が行われようとしています。また、さらに県、全国農業会議制度の見直しも言われております。

これらのことは、裏を返せば、企業が農地を所有して農業経営ができるように、企業の農業参入の要件を緩和する狙いがあるものと、このように考えております。

2つ目の農業生産法人の見直しについては、大きく事業要件の廃止や役員要件、構成員要件などが緩和されようとしております。具体的には、主たる事業が農業であることの廃止や、役員要

件の農作業の常時雇用者を現行の過半から、使用人を含めて1人以上などに緩和しようとしております。

農業の法人化は、これまで市でも推進しているところで、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の問題など、いろいろな課題がある中で青年農業者の育成、確保とあわせて法人化も進めていかなければならないと考えております。ただし、事業要件や役員要件が変わったことにより、安易な企業による農地の購入及び参入は地域の農業振興、あるいは担い手等とのバランスを考えなければなりません。このような問題については、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的、かつ安定的に農業を行うことが求められると考えております。

最後に、農業協同組合の見直しについてであります。中央会制度を抜本的に見直すこととして、地域の農協が主役となり、独自性を発揮できるよう、今後5年間を農協改革集中推進期間として、自己改革の実行が求められております。また、全農の株式会社への転換などが言われております。JAの運営等について私がここでいろいろ発言すべきではないとは思いますが、JA本体の基盤が弱体することになれば、企業の農業への参入はますます進んでくるものと考えられます。

このように、今回の規制改革はそれぞれが独立したものではなく、関連した大きく3つの規制改革を進めることにより、企業の農業参入を緩和し、農業の産業化を実現しようとするのが狙いだ、このように思っております。

具体的な内容については、今月末に出される新しい成長戦略、そして骨太の方針、さらには、それらを踏まえた農協法等の関連法案の骨格が年内にも示される見通しではありますが、地域の置かれた状況や実情の違いもあり、強引に改革を押し進めることには私としても状況判断を誤らないように注意して見守っていく必要があると、このように思っております。特に、うきは市のように中山間部を抱えた農業基盤の弱い地域においては、改革による大きな打撃を受けることのないよう、慎重に議論して地域の農業を発展させるためのよりよい改革となるよう働きかけていきたいと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 確かに、こういった全国的な問題ですから、市長さんがそれにとやかくどうのこうの言うあれはないというふうに言われました。

せんだって、県のほうでは規制改革会議の内容について自民党議員が発言をし、そして知事がいろいろ思いを述べたようでございますので、市長についても、やっぱり自分の考えでいろいろ支援をお願いしたなというふうに思うところでございます。

それで、今後につきましては、今言いますように月末なりにかけていろいろ閣議なりの決定がなされると。来年には農協法のいろんな改正とかそういったものが出てくるということが言われ

ておりますが、規制改革会議では、一旦出したものを、少し字句の変更とか、後退した面がありますので、その内容によってはさらにいろいろ話が出てくるというふうに思います。

ですから、農業団体としても今後、今回はそれぞれの市町村なり、県なりに要請をしておりますけれども、一旦案が決まれば、それに対します陳情とか、そういったことも出てくるというふうに考えられますので、その点につきましては特に市長の御協力を、御支援をお願いしたいなど。特に市長が申されましたように田舎ですから、やっぱり小さい農家、山間地を抱えた農家ですから、なかなか大企業のようににはできないということが基本だと思っておりますので、今後についてのさらなる御指導をお願い申し上げたいと思います。

どうぞ、市長の考えをお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の国の改革の方向性は、先ほど答弁させていただきましたように、産業振興であります。製造業等に横並びの産業振興というような観点が見ていとれます。こういう論法は都市圏とか、例えば北海道とか東北のように広大な土地を有しているところについてはそういう競争性というのは担保できるかもしれませんが、うきはのような山麓地帯、あるいは中山間地を抱える農業については、非常にやっぱり危機意識を持っております。切り捨てられるんではないかという危機意識を持っております。

それから、常日ごろ申し上げているんですが、あの偉大な詩人である宮沢賢治が言っていたことが非常に私の脳裏から外れないんですが、いわゆる農作物をつくるということ、つまり農作物というのは、副産物であると。農産物をつくることで地域の文化が栄え、地域づくりが行われる。つまり裏を返せば、農業に従事している一戸一戸の農家の皆さんが地域の守り人であるということを宮沢賢治が申し上げます。確かに私も市長に就任して、この言葉の重みが非常にひしひしと感ずるところであります。例えば消防団員の確保とか、大きな課題であります。これが農業に従事している、重要であるからこそ、いざというときに駆けつけて来られる。あるいは美しい農村ということが言われていますが、しっかりしたあぜ道の草刈り等々。これはやはり農家であるからこそ保たれていると思っています。これが全て企業に置きかえますと、とにかく米を効率的に生産性を上げればいいということで、いろんな地域活動とか、地域づくり、あるいは景観づくりはおろそかになるんではないかと、こういう危機感を強く持っておりますので、そういう趣旨にのっとなって、先ほど答弁させていただいたように、いろんなところに働きかけていきたいと、このように考えています。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 一応、市長さんのそういった考えですので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、私が立候補いたしましたして、先ほど言いましたように、6項目申し上げたということでございますけれども、2番目に書いてあります農業の振興について、それから3番目に上下水道事業について、4番目に工場誘致などの雇用拡大について、この3つについて、ただいまから質問をいたします。

まず1点目の農業振興について、うきは市の荒廃園は現在350ヘクタールとなっております。病害虫の発生、さらにイノシシ等の鳥獣害の被害が拡大していると聞いていますが、どのような対策を講じているのか。また、振興作物として、荒廃園の作物としてオリーブを推進しておりますが、結果はどうなったのかと。これについては、特に最近では吉井地区で何かシカを見かけたというようなお話も聞きましたが、またイノシシと違って大変なことじゃないかなというようなうわさが出ておるようでございます。

次に、本年4月より農地中間管理事業が始まっておる。市としての対応はどうなっているのか。農地を集積していくということでございます。それに補助金なり交付金が出るということでございます。

3番目に、新しい農業後継者をつくるためにもトマトやイチゴの農業施設、いわゆるハウスの団地化を図ってほしいというふうに考えるが、どうなのかということでございます。

特に3番目の農業後継者の育成並びにハウス等につきましては、これは、やっぱり資金はかかりますので、すぐにはやろうというわけにはなかなかいかんわけですが、現在、にじ農協管内の農産物の販売高、いわゆる農協を通じて、全農を通じて販売をするわけですが、福岡県内で、にじ農協が販売で品目ごとに言いますと1位になっておりますのは柿ですね。それからトマト、カーネーションということになっておりますが、柿が10億5,000万円、トマトが9億1,000万円、カーネーションが1億7,000万円ということで、これは農協の総代会の資料にもきちんと載っておるわけでございます。

その中で、特に今はトマトなりイチゴなりを推進しておりますけれども、なかなかイチゴの場合は後の箱詰めがなかなか大変だというようなこともありまして、今どちらかというとならばトマトのほうを今後広めていきたいなというふうに考えておるんですけど、にじ農協管内では——これは田主丸も含まれますけれども、面積は12ヘクタールということでございます。熊本県が全国一の産地であります。その中で24年、25年の県の単独事業で面積50ヘクタールを目指したいということを打ち出してきたと。補助率も異常に高く設定されておりますけれども、ただその24年、25年に限ってということでございますので、そういった話も聞きますので、やっぱりトマトというのは、今、成長産業であるというふうに思いますので、そこら辺のところの検討をお願いしたいということで、今、3点申し上げました内容についての答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの農業振興について3つのお尋ねをいただきました。

1点目が、うきは市の有害鳥獣対策についての御質問でございますが、現在、被害額、被害相談件数は、わずかではあります、減少傾向にあります。しかしながら、依然として農作物への被害は発生しているところであります。対策としましては、まずは電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置、周辺の除草作業などの自衛による対応をお願いしているところであります。

電気柵については、市の農業振興事業の中で10分の4の助成——これは年間40件ほど利用していただいているんですが、これを行っているところであります。ワイヤーメッシュ柵については国の鳥獣害防止総合対策事業を活用し、昨年度13団体、101名の樹園地等で、約20キロで実施をしているところであります。今年度も同程度の事業を計画しているところであります。これらにつきましては、全額補助になりますが、設置は農家の方々が共同で行っております。同時に市では、うきは市有害鳥獣駆除班、現在16名を設置し、箱わなによる捕獲や猟犬による犬猟を、年間を通して実施しております。また、被害の相談があった場合、速やかに現場を確認し、猟犬による追い払い等も行っております。

捕獲数は、年間でイノシシは200頭を超えております。また、タヌキなどの小動物も50頭ほど捕獲駆除を行っている状況であります。また一昨年、被害防止計画に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置しまして、被害防止施策の計画、進入防止柵の設置等の指導及び出没状況、被害実態の調査なども行っているところであります。

次に、オリーブの推進に関する御質問もありました。オリーブの栽培は平成21年度より開始をしております。平成25年度末のオリーブの植栽者は65名——延べ人員でございますが、65名となっており、そのうち33名でオリーブ部会を立ち上げております。

植栽面積は約6.5ヘクタールとなっており、出荷量につきましては、平成20年度107キログラム、平成25年度は500キログラムの出荷量となっております。また、平成25年度においては、オリーブの塩漬けを150本製品化し、うきは祭り、JA農業祭において試験販売を実施しており完売をしたところであります。平成26年度におきましては、オリーブオイル用1,500キログラム、塩漬け用100キログラムを生産目標として取り組を進めております。さらに今後もオリーブの生産者、植栽面積をふやし、安定生産、品質向上を目指し、うきは市の特産品としてオリーブ生産の確立を図ってまいります。

2つ目が、農業中間管理事業に対する市としての対応についての御質問でございますが、昨年から農地中間管理事業が検討され、農業経営の規模拡大、農地の集団化や利用の効率化、さらには耕作放棄地の解消などが期待されているところであります。ことしに入ってようやく農地中間管理事業の推進に関する法律が制定され、福岡県でも3月27日、福岡県農業振興推進機構が農地中間管理機構として県知事の指定を受けたところであります。この中間管理事業は年2回の募

集が行われ——毎年6月と12月が予定されているのですが、実際には手続等を経て、11月からと、5月からと、それぞれ貸し借りがスタートするわけでありましたが、市では、現在、6月の募集について、その手続を進めているところであります。

農家への周知としては、広報紙やJAにじ便りで制度のお知らせを行います。また、各種団体等の総会などでも説明を行っているところであります。

先週の11日と12日に全農事組合長への現地確認説明会がありましたので、その中でも説明をしたところであります。

当初は、まずは農地を中間管理機構に預けて、有効な農家への貸し出しを想定いたしておりましたが、マッチングしたもの、つまり貸し手と受け手が決まったものだけを機構が取り扱うことになりましたので、窓口段階でその調整に少し時間がかかることとなります。また、既に利用権を結んでいる農地は協力金などの対象にならないこともあり、制度の浸透、利用方法はもう少し検討が必要ではないかと、このように考えております。いずれにしましても、市の農林・商工観光課や農業委員会、JAにじ営農部などとも連携をして、随時相談等を受け付けして農地の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

3点目が農業施設の団地化について御質問いただきました。

農業従事者の減少、高齢化の中で、農業の体質強化は喫緊の課題と考えており、市としては国・県の施策を活用し、うきはの農業の活性化に向けたさまざまな取り組みを進めているところであります。

このような状況の中で、議員御指摘のように新規就農者の育成、確保は必要不可欠な課題として取り組んでいるところであります。おかげさまで国の青年就農給付金制度を活用し、平成24年度に28名、平成25年度に10名、合計38名の方が農業経営を開始しております。今後もこの制度を活用して毎年10名程度の方の経営開始を図りたいと考えております。

御質問の農業施設の団地化は優良作物の産地化という意味でも、就農を希望する農業経験のない方の研修施設や、本格的経営開始までのつなぎの就業施設等としても、その必要性を検討しているところであります。このことにつきましては、昨年市とJAにじ、久留米普及指導センターなど、関係する三者で検討委員会を設置して運営方法とあわせて協議を進めているところであります。

私も昨年、市内の若手農業者や女性農業者などと、これからのうきは市の農業について、5回に分けて約30名の方と意見交換を行い、団地化等についても意見を交わしたところであります。意見交換の最後としてJAにじ組合長や幹部の方々とも意見交換をし、この団地化等の必要性についても確認をしてきたところであります。大変大きな予算を必要としますし、相当の人材も必要になってくるものと思われますので、今後も十分検討してまいりたいと考えているところであります。

ります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 農地中間管理機構につきましては、今、説明がありましたが、やっぱり周知方法がいろいろあるというふうに思いますが、そういったことでみんなに周知が行くように特に努めていただきたいなというふうに思います。

それから、団地化の関係でございますけれども、聞くところによりますと、やっぱり施設をするのに8,000万円から9,000万円かかると。3反ぐらい、3,000平方メートルですね。その50%補助であっても、やっぱり四、五千万円ぐらいになりますから、なかなか思い切りができないと。それで熊本のほう、話を聞きましたところ——2カ年の事業であったんですけども、90%なりの補助率があったと。内容的には県なり市なりが、どれぐらいということまで確認はできておりませんし、その結果がどけんであったということは確認できておりませんので、また次回、私のほうもそこを調査しながらお願いをしていく。そうすればやっぱり、そこでトマト団地をつくって、そこで若い後継者をやっぱり育てていかんと、なかなか專業というのは出てこないのじゃないかというふうに思いますので、そこら辺のところを、今後、検討もしてもらいたいし、そういった団地化についての今まで検討はなされていたのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 担当課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） 農林・商工観光課の野鶴です。

ただいま団地化の検討をなされたのかというところでございますけど、先ほど市長のほうの答弁の中にもございましたように、市とJAにじ、それと農業改良普及センター、こちら三者のほうで検討委員会のほうを、今、立ち上げております。実は、先週も三者寄りまして、場所はどのあたりに団地化を考えたらいいのかとか、いきなり施設を最初からつくるということじゃなくて、例えば貸し手もいないかというふうなところの情報交換等も、今、行っておるところです。できれば年内に何らかの形でそういった形をつくり上げていきたいというふうなところでやっていますけど、なかなかやっぱり予算を伴うことでもありますし、最終的には運営方法、これもどこが——JAが単独でやるのか、それとも第三セクターみたいな形でいくのか、そういったところも含めて、今いろいろ検討を進めているところであります。

そういったことで、この件につきましては、前向きに一生懸命進めておりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 前向きに取り組むということでございますが、熊本県でそういった話があったということですので、そこら辺の視察なり、そういったことはされておりますか、どうですか、お尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 熊本県の先進的な取り組みについては、十二分に承知をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） それでは、また次回等に質問をさせていただきたいと思います。

次に、3番の上下水道事業についてお尋ねいたします。

1番目に、下水道工事の進捗率が82%、接続率が63%と聞いております。接続率は、やっぱり今後も向上をしていかなければならないというふうに思いますので、そのことに対する対応といえますか、取り組み、そういったものをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 2項目めも続けてお願いします。

○議員（4番 中野 義信君） それから、上水道について市内に合所ダムがありながら、小石原川ダムを水源にすることについていろいろ意見は聞いております。市民としてわかりにくい部分はあるということで、やっぱり安定的な水の確保、供給ができることと市民の負担が軽減されることが大事である。市民に対する周知が不足しているのではないか。公開討論会を開き、もっと内容を知らせて、市民に判断、理解してもらうことが必要じゃないかということで、お尋ねしたいと思います。

やっぱり私も市民の声を市政にということがキャッチフレーズでございますので、なかなかわかりにくい面があると。それで、市としても、やっぱりいろいろ今まで市役所便りとか、言われておりましたように、区長さん宛ての説明会を開いたとか、いろいろありますけれども、やっぱり一般市民としては、そういったことに対して、議員の中にもいろいろ賛成とか反対とかありますもんですから、なかなかどっちの話を聞いていいのというようなことも出ております。これは、やっぱり市長として説明責任があるというふうに思いますので、そこら辺の市民への周知が足りないのではないかというような気がいたします。今までに、周知のためにやってきた内容、そういったものをお聞かせ願いたいなということでございます。

以上、お尋ねいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまの上下水道事業について2つの質問をいただきました。

まず1つ目が、下水道についてであります。下水道工事の進捗率及び接続率向上のための取り組みについての御質問でありました。

平成25年度末の下水道普及率及び接続率につきましては、現在、精査中でありまして、現時点で正確な数字を申し上げることはできませんが、普及率につきましては、前年度末と比較して2%ほど上昇し84%程度になるものと見込んでおります。ちなみに、平成24年度末の数字は普及率が82.1%、接続率が63.8%となっております。

下水道工事につきましては、本来ですと平成27年度で完了する予定でありましたが、一昨年の豪雨被害により、事業縮小をせざるを得なくなり、結果的に完了するのは平成29年度末を予定しているところであります。

接続率の向上につきましては、制度面での支援方策として供用区域となつて、早期に接続いただいた場合に、接続奨励金を支払っております。具体的には1年以内の接続で3万円、2年以内で2万円、3年以内であれば1万円の奨励金となっております。また、排水設備設置工事の際には、工事費に対する融資あっせん制度を設けており、融資額に対する利子の2分の1を補給しております。

接続率向上に向けた普及啓発活動としましては、市の広報紙による継続的な呼びかけや、下水道の日のイベントの際などにおいてチラシ等を配布する啓発、工事実施に伴う地元説明会での早期接続のお願い等の取り組みを行っているところであります。

また、平成23年度及び24年度におきましては、下水道未接続世帯を対象に個別訪問を行い、接続推進を呼びかけるとともに、アンケート調査を実施したところであります。安定した下水道事業を運営していくためには、接続率の向上は重要な課題と認識しておりますので、今後とも接続率向上に向けて、知恵を出し合いながら努力してまいりたいと考えております。

2点目が上水道についてでございます。

上水道事業について、市民に対する周知が不足しているのではないかと御質問でございますが、議員がおっしゃるように、市民の皆様に対する上水道の情報提供や情報開示は非常に重要であると強く認識しております。

現在、建設中の小石原川ダム事業におきましても、開発当初から進捗状況を議会に逐次報告するとともに、市民の皆様には、これまでも広報紙で特集記事を掲載してまいりました。

昨年におきましては、昨日、大越議員の一般質問の折にも申し上げましたが、校区ごとに全区長に対して、うきは市の上水道について説明会を開催するとともに、平成25年9月1日号の広報うきはで上水道の水源について改めて特集記事を掲載し、小石原川ダムを水源として上水道事業を行うに至る経緯を述べさせていただいております。今後も、うきは市の上水道整備に向けた事業内容を理解していただけるよう、市民の皆様への情報提供、情報開示を積極的に行う必要があると考えております。

また、上水道事業に係るシンポジウムにつきましては、市民の皆様の上水道事業を理解してい

ただけるよい機会となりますので、前向きに考えたいと思います。いずれにしましても、今後も説明責任を果たしてまいりたいと考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 下水道の接続率の問題は、先ほど言いましたように、個別訪問をして、もう話をしておるということで、そういったことをやっていかないと、なかなか接続率は上がらないのではないかと。その中で、先ほど出ますように、やっぱり金額がかかりますから、そこら辺の手だては、今、融資というか、利息の負担とか、そういったものがあるということでございますが、そこら辺を手だてで、やっぱり積極的に推進をお願いしたいなというふうに思うところでございます。

それから、今さっき言いました上水道の関係については、区長説明会をしたとかということでございますけども、問題は集落あたりでの説明会、そういったものはされていないのか、そこら辺をお尋ねしたいと思いますが。希望があれば集落なりの説明会をするのか。そこら辺をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど申しましたように、昨年158の区長さんを対象に、各校区ごとに説明会を実施したところであります。

各集落ごとの説明までは至ってないんですけども、まずはその区長さんに御説明して、区長さんのほうからしっかり区民の皆さんへということで、今お話を申し上げているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 集落で要望があった場合については出向いていただけるのか、そういったことをお尋ねしたいし、私は、やっぱり選挙の立会演説会のときも申し上げましたように、公開討論会をぜひとも開いてもらいたい。そういった要望はないのか、そこら辺をお尋ねしたいと思いますが。集落での希望があればするのか、公開討論会はできないのか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 2つのお尋ねなんですけど、集落ごとの説明会につきましては、基本的に158の行政区がありますので、いろんなバランス上の問題もあります。そうすると、区長さんとの調整も必要であります。まずはそういうことで、もっとその前に、先ほど私はシンポジウムという話を申し上げました。ちょっとそちらのほうを先に考えさせていただいて、市民の皆様への周知については、またしっかり考えていきたいなと、こう思っています。また、今までの経緯の中で、市議会議員の皆さんにも、市民の皆さんへの周知については大変な御協力をいただいていることもあわせてお伝えをしておきます。

2つ目の討論会という御指摘でございますが、実は一部の市民団体の皆さんからそういう要望もいただいております。ぜひ、私はシンポジウムというお話を申し上げましたが、上水道事業について、市民の皆さんに、この必要性がわかっただけのような、そういう説明会というのをぜひやらせていただきたいなど、こう思っております。当然、シンポジウムという名前がつく以上、いろんな考え方をお持ちの方がいらっしゃるでしょうから、そういう意見交換ができることを含めたところのシンポジウムということイメージしながら、前向きにそれに当たっての検討を進めているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） ぜひとも、そういった意見交換ができる場を設営していただきたいというふうに思います。

それから、平成21年に久留米市長なり、うきは市長、それから久留米の企業局との話で、水道施設の利用についてお話があったというふうにも聞いておりますし、何か覚書を締結されたというふうにも聞きますが、これは締結されているのかどうなのか。

それから、もう田主丸町の工業団地までには導水管が来ているので、いつでもつながれるというふうなうわさも聞いておりますので、その辺のところはいかななものか、そういったことがあるのかどうなのか、そこら辺をお尋ねしたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 担当課長より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 久留米からの上水道の管の布設の関係でございます。

現在、久留米市から田主丸の吉本工業団地付近まで、もう既に布設をされている状況でございます。議員おっしゃいますように、平成21年に、もしそういった上水道の管が布設されて、こちら田主丸まで来た場合、もし余裕があれば、うきは市のほうにも使用ができるといったような覚書の締結はしていると聞いております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） やっぱり一般市民が考えるのは、もう小石原からわざわざ今から引いてこなんかなというような気持ちだというふうに思います。ですから、そこら辺のところの覚書の締結なり、田主丸工業団地まで来ておると、そういったことの説明はできないわけですか、一般市民には。お尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） その点も含めまして、十二分に説明をさせていただきます。

例えば昨年、校区ごとに全区長さんに御説明したときは、冒頭に私が今までの経緯を約1時間

半ぐらいかけて御説明して、今、議員御指摘のそういうことも含めて、しっかり御説明申し上げてきたところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） それで、説明責任があるんじゃないかなということを冒頭申し上げましたが、やっぱり市民の方のそういった意見があるということですから、ぜひとも、やっぱり積極的に行って、伺いして、そして市民の納得のいくようなことを務めていただきたいというふうに思うところでございますので、今後とも、そういった気持ちでシンポジウムでもいいし、公開討論会でもいいし、そういったものを、ぜひともお願いを申し上げたいと思います。

次に、工場誘致などの雇用拡大についてということでございます。

もう工場誘致につきましては、先ほど三園議員からも話があったように、若者が定住するまちづくりのため、工場誘致などの雇用拡大が必要だと思うが、現在の具体的な取り組みはあるのか。うきは市の将来を担う人材育成もあわせてどのように推進するのかと。

三春工業団地の問題につきましては、もう今聞いておりますが、半分はROKIという会社が取得をしておると。あと半分が塩漬けになっておるということでございました。目的としては、やっぱりそこに工場を建設して、雇用の拡大につながるということがやっぱり目的だというふうに思います。それで積極的に工場建設について働きかけをお願いしたいというふうに思うところでございます。

いろいろ出ておりますが、あとの東側半分については、分割でも要望があれば相談に応じるというようなことで理解していいのか。それから、工場誘致をする際に、職種に限定があるのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、工場誘致等の雇用拡大について、具体的には若者が定住するまちづくりのために工場誘致や人材育成についての御質問をいただきました。

雇用の確保、拡大を進める上で企業誘致による雇用の場の創出も1つの有効な手段であると認識をしております。お答えする内容につきましては、昨日の諫山議員への答弁と重複いたしますが、御了承願いたいと思います。

平成20年に造成いたしました三春工業団地におきましては、西側の区画は同年11月に販売済みであります。東側の区画3万4,592平方メートルにつきましては、現在、販売中となっております。この東側の区画につきましては、さまざまな場を利用してトップセールスを行い、また、担当課により企業誘致活動等を行ってきております。昨年、ある企業から購入についての相談があり、地元説明会も開催しながら、その企業と協議を行ってきたところでございますが、まだ契約までには至っていない状況であります。

この点につきましては、今後も引き続き福岡県の商工部企業立地課と連携をとりながら誘致活動を行うとともに、九州経済産業局、こちらに産業部の産業立地課があるんですが、こういうところより企業情報を入手して、個別に働きかけを行うなどして優良企業を誘致し、新たな雇用の場を創出できるよう努めてまいります。

次に、人材育成の推進でございますが、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に応募し、取り組んでいるところであります。

この事業には2つのプログラムがあり、起業支援型地域雇用創造事業におきましては、起業後10年以内の企業、NPO等を委託先として、地域に根差した雇用の創出に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るとともに委託先の企業の成長等により、地域の安定的な雇用の受け皿を創出することを目指しております。

もう一つのプログラムは、重点分野雇用創出事業といい、重点分野、つまり介護、医療、農林水産、環境、エネルギー、観光、地域社会雇用、教育研究等において、失業者に対する短期の雇用、就業機会を創出提供し、または短期の雇用を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行うものであります。起業支援型地域雇用創造事業10件、重点分野雇用創出事業1件に取り組むことにより、約30名の雇用につながっているところであります。

なお、起業支援型地域雇用創造事業の10件については、今年度も継続し実施中でありまして。さらに、今会議の補正予算にも計上させていただいておりますが、今年度は新たに創設されました地域人づくり事業におきまして、雇用拡大プロセス事業及び処遇改善プロセス事業を実施する予定としております。

このような事業を積極的に活用しながら、将来を担う人材育成を進めてまいります。

先ほど通告にはなかった中で、工業団地は分割でもよいか、あるいは職種に制限があるのかというようなお話がありました。それは内容いかんであると思いますが、絶対分割がだめということではありません。それから職種についてもケース・バイ・ケースで考えるものであって、我々としてはぜひとも雇用に結びつき、そしてまた市の収入に結びつくような、そういう企業ということを目指して頑張っているところであります。（発言する者あり）

失礼しました。三春工業団地のお尋ねでございますので、あれは農工法で造成した団地でありますので、どうしてもそういう点では、職種には制限がかかってまいります。しかし、くどいようでございますが、しっかり雇用に結びつくような、そして税収増加に結びつくような、そういう企業に当たっていききたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 企業誘致が一番大事でありますし、できればそういった三春団地に工場をして、そこで雇用の拡大を図りたいということでございますが、それだけじゃなくて、

きのうもちょっと出ておりました、近隣の市町村、そこら辺との連携。例えば、久留米市、田主丸町ですけれども、うきは市じゃないわけですけども、そこに若者が働いて、通勤距離も短いと。福岡辺あたりに通勤されておる方もいらっしゃると思いますけれども、やっぱりうきはに残るためには、田主丸なり朝倉なり、そういったところまでならば自宅から簡単に通勤ができますので、そこら辺の、他町村との雇用の拡大とか、そういったものの連携はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 昨日も答弁させてもらったんですが、お隣、久留米市のダイハツ、研究施設も今度入ってまいります。そういう面でいきますと、税金は、うきは市には及びませんが、雇用は多いに期待できるようなところではありますし、久留米市とは、そういう面では一体となって、私どもの鷹取地区もございますので、しっかり久留米とは連携を図りながらやっていきたいと、このように考えています。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） ありがとうございます。

時間になりましたので、これで私の質問は終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（岩佐 達郎君） これで、4番、中野義信議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。再開は11時20分とします。

午前11時02分休憩

午前11時19分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

次に、11番、櫛川正男議員の発言を許します。11番、櫛川正男議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 11番、櫛川でございます。議長の許可を得ましたので、通告により質問をいたします。

初めに、上水道事業についてお伺いいたします。

上水道事業計画を立てていたが計画はどうなっているのか。今後、どういった手順を踏んで、いつごろから工事を始め、何年度ぐらいに供用開始になる予定なのかをお伺いいたします。

それから、飲料水戸別確保補助金を使って浄水器等を設置した件数は何件かお伺いいたします。

毎年、水質検査をしているが水質の変化はどのように分析をされているのかお伺いいたします。

以上、第1回目を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、上水道事業について3つのお尋ねをいただきました。

1点目が、上水道計画についての御質問でございますが、御承知のように旧浮羽郡3町では、平成13年度に、上水道基本計画を策定し、将来的に水道事業を整備する必要性を検討してまいりました。

この基本計画は、市町村合併により、うきは市が誕生したこと、かつ策定から一定の時期が経過したことから、平成22年度に見直しを行っております。事業を進めていくためには、今後、水道整備計画が必要になってまいります。水道事業を新たに経営しようとする場合は、水道法の定めにより厚生労働大臣または都道府県知事の認可を得る必要があります。認可を得るためには、水道整備計画の内容が問われることとなります。整備計画では、水道法で定められた水質基準、施設基準及び認可基準を満たすことが求められます。

一方で、小石原川ダムは平成31年度の完成を目標に、現在、工事が進められております。うきは市としても小石原川ダム完成の時期に上水道の一部を供用開始できるよう関係機関と協議を進めながら、計画的な事業推進を図る必要があると、このように考えております。

2つ目が、浄水器等を設置したケースについての御質問でございました。

浄水器の設置については、合併前の浮羽町において、平成4年ごろ井戸水よりヒ素が検出されたことから、設置に係る補助金制度が制定されております。当時は十数件の方が補助金の交付を受けて設置をしておりますが、その後、新たな設置はあっていないようであります。なお、制度自体は合併後も市の制度として引き継がれておりますが、合併以後の設置実績は見られない状況であります。

3点目が、水質検査をしているが水質の変化はあるのかという御質問でございますが、うきは市としましては、毎年20カ所程度の水質検査を行っております。

平成21年度までは、定点で検査をしていましたが、22年度からは主に分館を対象に毎年場所を変えて行い、平成25年度で一回りしたところであります。平成26年度以降も同じように検査を行っていく予定であります。

平成25年度の結果につきましては、25カ所検査を行い、不適合が7カ所ありました。不適合箇所につきましては、検査結果と項目ごとの主な汚染源、影響、被害、対策等の解説を検査結果に同封し、飲用に際して注意を図るようお知らせをしているところであります。特に細菌等は季節や環境条件の違いにより検出されることがありますが、これまでの検査の中では長期にわたって水質が悪化しているような兆候は見られません。今後も引き続き水質検査により監視を続けてまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 榎川議員。

○議員（11番 榎川 正男君） この間、吉井の山辺のほうで伺いました。そこも井戸水を使っ

ているが、その検査をしたところ、余り飲料水に適さないと、そういうことでポンプのところに浄水器等を設置しているそうでございます。しかし、フィルターの交換とか、また、本体そのものが悪くなったり、そういうことで、早く上水道を通してくれという御意見でございました。

また、江南のほうでも伺いましたけれども、井戸水から金気が多いそうでございます。それから金気が多いから、どうしても洗濯物が黄ばんでしまうと。そして、飲料水では、とても飲まれないから、ウオーターサーバーを設置しておりますということでございました。

多くの方が、今、上水道を通して接続はしないだろうということでございますけれども、この中でも意見が賛否両論に分かれておるところでございます。ある人は、ことしポンプが壊れたと。取りかえたら40万円かかったということでございます。また、このポンプはいつ悪くなるかわからないと。また何かあった場合ボーリング——掘り直さなければならないことになる場合もあるかもしれないと。そういったことを考えれば、その上水道の料金を払っても余り変わらないんじゃないかなろうかという人もおりましたし、上水道の料金、水道料金が安ければつなぐという人もおりましたし、もちろん久留米から引っ張ってくるような水はもう飲まない、もう初めから接続はしないという人もおられました。

いろいろおられますけれども、そういったこの上水道を始めるに当たってアンケート調査とかはどうされるのか。一度するのか。上水道を始めるに当たってアンケート調査とかはされるかどうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） その件に関しましては、たびたび答弁させていただいておりますように、上水道事業を起こすときには、ぜひ、市民の皆さんの意見を聞きたいということで、何らかの形のアンケート調査をやりたいというふうに常々申し上げていきましたが、今もその考えに変わりはありません。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） ともかく僕は、今は井戸水で大丈夫でしょうけれども、将来のことを、いろんなことを考えると、やはり汚染した場合とか、枯渇した場合とか、いろんなことを考えるとどうしても不安定な井戸水に頼らない、これはもう本当行政の責任において安全な上水道を提供しなければならないのではないかというふうに思っております。

また、企業誘致にしてもやはり安定供給が受けられる上水道のほう誘致しやすい面が多々ございますので、やはりこれはもう、やっぱり市民の理解を得ながら上水道を進めていただきたいというふうに思っております。その中で、例えば公共下水道と同じように、上水道事業を始めるときには、やっぱりその区域に網をかけるんだらうと思います。ここは公共上水道の地域ですよというふうに網をかけると思いますがけれども、そういった中で——八龍とか、簡易水道施設を

持ってあるところ。ああいったところは、上水道はどうするのかをお伺いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 上水道の具体的な整備計画はこれからでございますが、基本的には、簡易水道については統合を図っていくというのが基本的な方向性だと、このように思っています。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） もう公営住宅の水道施設とかもありますけれど、もうそれもとということですね。それと、あと山間部あたりはどうされるのか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） くだいようですが、整備計画はこれからでございますから断言はできませんが、下水道と同じように上水道についても事業費の7割から8割は管渠費でございます。そうしますとやはり基本的に人家連担地域が一番効率がいいわけでございますので、そういうことを頭に入れながら、しっかり地元の皆さんとも協議を重ねて区域については考えていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） それと、小石原川ダムに参画するということで、今、建設が始まっていると、31年度に完成予定だということでございますけれども、このダムの建設費、うきは市が負担していかなければなりませんけれども、この負担金がいつごろ予算に計上されるのか、ダムの負担金、建設費。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの小石原川ダムは水機構により事業が進められております。

水機構の中でいろんな制度があります。これは、事業着手前の支払いもあるかもしれませんが、基本的には完成後、そして一括払いとか、分割払いとか、多種多様な分担方法があります。私どもは今単独として、小石原川ダムのユーザーで名乗りを上げておりますので、今後、建設にかかった費用の負担と、そしてずっとこの施設が続いていきますので、維持管理費用を負担しなくてはいけないという責務を負っています。しかしこれが福岡県南広域水道企業団のほうに加入しますと、企業団と一体となって、この建設費のお金の分、維持管理の分というのがそれぞれ計算されてきますので、単独と企業団に入ったときの対応というのはおのずから変わってくるのではないかと、このように承知しているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） それと、小石原川ダムが平成31年度完成予定されたとします。そのときにダムの供用開始が始まっても、うきは市の上水道整備、一部供用開始に向けて進むということでございますが、まだ完全に上水道整備ができていないとき、ダムが供用開始になって、

うきは市がまだ上水道整備ができてないと。であれば、本来は、うきは市に配分される水が配分されないわけですね。これちょっともったいないなという気がいたします。

そこで、例えば、その上水道の整備ができるまで、その配分されるはずの水をどこかの自治体が欲しがれば、そういったところに上水整備ができるまでの期間、売ることができるのか、そういうことはできないんですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的には1日当たり5,700トンということで、申し入れをしておりますので、当然、完成すればうきは市が上水道で使おうが使うまいが、それ相当の費用負担というのが建設コスト、そしてその後の維持管理費にかかってまいります。そしてまた、これが単独でやる場合と、福岡県南広域水道企業団に入る場合はまたおのずから細かく違ってきます。

ところで、そういう面で行きますと、もし仮にうきは市の上水道整備計画がおくれるようなことがあれば、議員が御指摘するように、その分無駄ではないかという御指摘ではないかなと思います。それをまた有効に活用できないかというようなお話があるかと思いますが、これはこれまでもいろいろ議会で答弁させていただきましたように、俗に言う水利権——流水占用許可権と言うんですが、勝手に当事者間で売買することはできませんので、議員の御指摘の内容をそのままとらせていただきますと、厳しいのではないかと、こういうふうに感じているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 今、水利権の話が出ましたけれども、確かに今まで合所ダムのほうに、うきは市としての上水道の水利権は持っていないという説明でございます。これはもう市民の感情として、せっかくうきは市に合所ダムの水があるんだから、そっちを使うべきだと。これはもうほとんどの人がそう思っておるわけでございますので。

そこで、上水道の水利権を合所ダムに持っていないと、今度小石原川ダムに水利権を求めたと。水利権が小石原川ダムに発生した場合、その小石原川ダムの水利権と、合所ダムの水利権、福岡市が持っていますけれども、そちらと同じ交換はできないか。そういうことはできないとですかね。水利権の交換です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 正直、何かいかにも簡単にできそうなイメージでとられるかもしれませんが、非常に河川法とか、今、水プランといいますか、筑後川の流域整備計画というのがあって、いろんな計画にかかわる問題ですから、簡単にいかないというのが率直な気持ちであります。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） そう簡単にいかんとですね。おんなじ水ですから、簡単にいく

ような感じはしますけど。

あと、市のほうの計画では福岡県南広域水道企業団に入って、久留米のほうから上水道管を引っ張って、上水道施設をするというところで進んでおるといいますけれども、一方では、小石原川ダムで、市単独で上水道施設を整備して、そこから上水事業をしたらどうかという話もございます。しかし、それはいろいろあって、費用対効果で、どうしても水道料金が高くなるということで説明は受けておりますけれども、その単独で上水道施設はもうしないと。あくまでも向こうからする考えなのか、それともいろんな方法を使って上水道施設を自分たちでつくるのか。この辺はどういうふう考えておるのか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 小石原川ダムに水源を求めて、そして市単独で事業を起こすということになりますと、地域的な問題等々もありまして、これはもう圧倒的に、福岡県南広域水道企業団に入ったほうが圧倒的に有利であろうと思います。

今、たびたび議会で議論になっています、じゃあ合所ダムで何とか——いろんな手続的に問題があるんだけど、何とかできないかということでございますけれども、そうしたときに、やっぱりうきはがこの地域で単独で上水道を起こすとすると、もうその合所ダムか、あるいは地下水ということであります。再三、答弁をさせていただきますように、もうあの5,700トンキープするためには、約20カ所を市が買収して掘り上げなくちゃいけない。相当の周辺への影響も多いということで断念をした、もう物理的にできないと断念をした経緯もあります。そしてまた合所ダムに求めるとなると、昨日も議論になったんですが、コスト理論ばかりこう議論がありましたが、コストもかかりますけれども、結局、手続面がもう、要するにもう難しいということを再三申し上げてきております。

そういうことを一つ一つ精査していきますと、どうしてもやっぱり単独事業という道が狭められてくるということを御理解いただけないかなと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） わかりました。そういったことをきちんと市民の皆様に説明をされて、理解を求めていただきたいと思います。

昨日、諫山議員のほうからもあっておりました。久留米のほうの水もきれいなんだと、それと北九州。北九州のほうも、あそこの水も海から真水にかえる、そういうのも開発されております。また、上水道に使っている水も本当にきれいな水が出ているというお墨つきをいただいております。今もう本当に、この上水にする技術というのが、もう日本は世界でも最高クラスでございますので、僕はそんなに、その辺をきちんと説明をして、またどうしても理解できない人は、大堰のほうに見学に行ってもらおうとか、そういったものも駆使しながら理解を深めていただいて、早

く上水道を引いてくれという切実な声もあるというところも勘案しながら、将来的には上水道にしなければならないと思いますので、せっかくダムの供用開始が始まるのであれば、僕は上水道整備をしていただきたいというふうに思っておりますので、この件はこれで終わりたいと思います。

次に、クラウドファンディングの活用についてお伺いいたします。

クラウドファンディングとは、賛同するアイデアやプロジェクトに対して、誰もが簡単に寄附や少額のお金を支払うことでできるネット上の仕組みのことです。

神奈川県鎌倉市の観光商工課、ここでは昨年の平成25年11月1日にクラウドファンディングを通じた観光施設整備事業——かまくら想い、このプロジェクトを開始いたしました。これは鎌倉市が主体となり、観光施設整備事業のためにクラウドファンディングの手法を使って資金調達を行う、この試みは全国で初めてということでマスコミに取り上げられて注目を集めております。今後、税金に頼らない施策の1つとしてインターネットで多数の人々から小口の資金を募るクラウドファンディングを活用し、地域振興に生かそうとする取り組みは、各自治体間に広がっていくだろうというふうに思います。うきは市も多くの市民からアイデアを募って、そしてプロジェクト化してクラウドファンディングを活用し、地域振興を図っていただきたいと思いますが、市長の所信をお伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまのクラウドファンディングの活用について。クラウドファンディングによる資金調達についての御質問をいただきました。

さきの東京都知事選挙において候補者の1人が日本初のクラウドファンディングで選挙資金——たしか744万円を集めたことは記憶に新しいところであります。

議員御指摘のように、自治体主体で、このような資金調達ができないかということですが、本市の財政状況などからも斬新な取り組みが必要という認識では議員の考えと一致するものでございます。

本市におきましてもクラウドファンディングの定義からは若干外れますが、類似した施策として公用の封筒に広告を掲載するなどして民間資金を活用しておりますが、ほかにも回覧板用のバインダー等についても、同様の方法で調達するなど、経費の節減に努めているところであります。IT技術を駆使したクラウドファンディングということになりますと、募集の方法から資金の決済に至るまで、整理しなければならない部分も多いと認識しております。

ほかにもクラウドファンディングの落とし穴等として、この商売化というか、詐欺等いろんな課題も指摘されているようでございますので、IT技術の推移や他団体の動向などを見守りながら、機を逸さないよう対処していきたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） どうも今の答弁を伺っておりますと、資金調達のほうに何か重点を置いたような答弁でございます。これは、恐らく財政課に回答を求めたんじゃないかなろうかという気がしてなりません。やっぱり資金調達は大事なんですけれども、このプロジェクトが大事なんです。だから僕は企画課じゃないかなろうかというふうに思うわけですね。できれば企画課のほうに回答を求めていただきたかったなという気がいたしますけれども、しょうがない。

何で財政課に回答を求めたのか、ちょっとその辺のいきさつを。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の事前通告にもありましたように、資金調達が大きなメインになっていましたので、こういう対応をさせていただきました。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） ちょっとわかりやすく資金調達ということで書かせていただいたから、ここになるとはちょっと私も思っておりませんでしたけれども、とにかく、うきは市でもイベントの企画実施に対する助成要綱というのがあります。これのもとに幾つか事業されております——はぜ並木とかホテルの里のやったっけ、そういうイベントに対して補助金を出しております。本当にこういった事業というのは、うきは市をPRする面では非常に有効なイベントだと思いますので、これらの事業を、ぜひクラウドファンディングに乗せていただきたいという思いでございます。せっかくそれだけ、うきは市をPRするのに効果的な事業だと思いますけれども、やはりどうしても補助金ありきでございますので、年々決算書を見せていただいておりますけれども、余り広がっていないと。そういう気がしてなりません。

それから、せっかくやっぱり自分たちがこういう企画を立てて、それには必要経費とか幾らかかると、もっとこういうふうにしたいということで、プロジェクトを組んで、そしてそれに目標金額が幾らぐらいかかると、それをクラウドファンディングにネット上に載せて、そして賛同者を募ると、この情報発信が1つのキーワードになってきますけれども、やっぱりこの情報発信をいかにしていくか。これはもうソーシャルメディアを使って、そして情報を発信していかなければならないと思います。その理由は、本当は一番、アプリの開発は欠かせないんじゃないかなろうかという気がいたしますけれども、それはそれとして、そういったイベントのその助成要綱、これをなくしてクラウドファンディングに活用できないかどうか。これをちょっと聞きたいんですよ、企画の人。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 事前通告が資金調達ということでしたので、そっちに傾いていました。

今のお話を聞くと、こういうことをやること、要するにプロジェクトというのを組んで、全国

にIT技術を駆使しながら、全国に発信することそのものがすばらしい効果があるのではないかと、こういうふうな御指摘でございます。

こういうことに関しましては、いろんなイベント等については本当に他市に負けないように今やっていますし、今後もブランド推進本部を中心に、積極的に展開をしていきたいと、このように思っております。

それから、ふるさと納税についても、もっと斬新な記念品をお贈りするなど、もっと違った形で、もっと全国の皆さんに、あ、うきはがかなりおもしろいことをやっているなというような意味でこのふるさと納税についても発信をしていきたいと、このように考えております。

ブランド推進形成の大きな柱は、いろんなことをやっぱり大きく発信すること、情報伝達すること、大きなポイントだと思っております。今もよく言われますパブリシティ効果、行政は1円もお金を使わないで、そしてテレビ、新聞をどう巻き込んでやっていくか。そういう面では他市に負けず、新聞報道も、今、取り組みされていると思っておりますし、ちよくちよくテレビにも報道されているのではないかなと思っております。これに満足することなく、積極的にこのパブリシティ効果についても発信をしていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） 企画課長は何も答えることはないですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） あわせて、担当課長より説明をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 御指名ですので、発言させていただきます。

御提案いただいている資金調達の方法——クラウドファンディングですね、これも非常におもしろいもんだと考えております。近くで言えば、博多駅の駅舎をつくる時にタイルに絵を描けますよと、ただ、1枚幾らですよというような取り組みもされております。民間企業も非常にこういった取り組みはされていますので、非常におもしろいと。ひとつ御理解いただきたいのは、こういったものを利用した詐欺というのも発生しているようです。ですので、例えば、うきは市がこれをやる場合には、いろんな体制づくりとか、さっきおっしゃったアプリとか、うちが直接やらないにしても、例えばどちらかのそういったことをなりわいにされている民間様と組む場合とかにも、そういったところを調整した上で、よくよく調べた上でやらないといけないとは思っております。

いろんな議論の中で財政ですね。財源をいろんなところに求めるという観点では、先ほど市長のほうから答弁がありました、そのふるさと納税というのも1つの手法でございます。ですので、議員から御提案いただいたクラウドファンディングもそうですけれども、同じような観点で、何

かやるときの費用の捻出というのを、要はほかの財源、民間の資金を活用するというところは同じ考え方を持っておりますので、1つの案として、ほかのことについても検討しながらやりたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 榎川議員。

○議員（11番 榎川 正男君） ちょっと、かなり詳しいこと、ちょっと安心しましたけれども。やはりこれからはやっぱり民間の活力をどう生かしていくか、これにこの自治体がどうかかわっていくか、それをどう支援していくかということで、もちろんクラウドファンディングの詐欺まがいなものもこれから出てくるでしょう。そこに、やはり自治体が入っているということがこの安心につながってくるわけでございますので、しっかり市民の応募を募ると。そしてそこで精査せんといかんですね。そしてプロジェクト化をするために、やっぱり市も協力して、民間のサイトも立ち上がっておりますので、そっちの共同体でやっていくと、そういう手法もございまして、とにかく市長のほうも、よく若い農業の後継者の人とか、いろんな若い人と話す機会を持たれて、何か広報紙で見ましたけれども、意見交換会をされているというところで伺いましたけれども、今、本当に若い人はいろんなアイデアを持っているわけですよ。しかし、こうしたい、ああしたいという思いは物すごい強いものを持っておりますけれども、この第一歩の、やっぱりどうしても必要経費というのがかかります、お金がですね。その調達に苦労しているというのが本当の現状でございます。そういったのをどう手助けするか。

この間も、ある若い人と話をしていたんですけども、その人はITに物すごく詳しい人で、QRコードとかホームページ、それからその、いろんなIT関係の会社を立ち上げたいということで、今度7月に自分たちで会社設立をする、今、準備をされております。その中で、最終的には、そのクラウドファンディングのサイトを経営したり、徳島の葉っぱ事業というのがありますよね。高齢者の方がiPadを持って、そしてやりとりをしている。そういう事業にも手がけたいと。いろんな夢を抱えておりますけれども、かなりの資金が要りますので、その資金を稼ぐために、じゃあ何をしようかというところからQRコードとかホームページの作成、そういったのを手伝いしながら、徐々に自分たちの夢に向かって行こうというところに取り組んでおります。

この間、農業の人とその人を紹介させていただいて、農業の人は農業の人で、やっぱりいろんな、ただつくったものを販売するというんじゃなくて、その生産物に付加価値をつけて加工して、販売したいと、そういう思いも持っておられる方が結構おりますので、そういった人とタイアップしながら事業を進めたいんですけども、やはり加工施設とかそういった、かなり経費がかかりますので、そういったのをプロジェクト化してから、そして多くの賛同を得ると、クラウドファンディングに載せて資金を集めると、こういうやり方もございます。

いろんな方法がありますけれども、やはりなかなか第一歩の資金調達というところで、難題を抱えておりますので、そういったものを軽くするためには、こういうクラウドファンディングの活用というのは、もう、もってこいだと思いますので、僕も本当にインターネットでこういう事業をしたい、しますと、それで寄附を募ると。それで資金が集まるんだらうかと、本当にそれで寄附する賛同者がおるんだらうかというところで、どうかなという気はいたしておりましたけれども、やはりいろんな民間のサイトを見てみますと、もうきちんと目標金額に対して現在、寄附の金額が幾らですよというてから掲示されておりますけれども、それはすごいやっぱり金額が集まっております。

チャリティー関係やったらすごい金額になります、2億円とか3億円とか。やっぱり日本人というのは捨てたもんじゃないねというところを感心したところでございますので、もっともっとこの辺をしっかりと勉強していただいて、何とかそういった若者の声が生かせるような、そういう市にしていきたいなという思いでございますので、しっかりと検討方をお願いしたいと思っております。

続きまして3番、自治会制度について今後の市の方針を伺いたいと思っておりますけれども、これまで、答申が出されて、管理職の皆様が各行政区に出向かれて、夜遅く出向かれて、説明をして、ようやくことし4月1日から一応自治会制度がスターをいたしております。それに対しては、本当に敬意を表するものでございます。その上で、今後どういう自治会制度にしたいのか。今、自治会制度と区長制度が一緒になっておりますので、これを1つにしなければならぬだろうと思っておりますが、その辺の、今後のうきは市の方針はどのように考えてあるのかお伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま自治会制度について、自治会制度にかかわる今後の市の方針についての御質問をいただきました。

昨日の佐藤議員からも自治組織についての質問をいただいたところですが、4月1日から市内11の地区において、新しい自治組織が活動を開始いたしました。先週10日に総会が行われた御幸地区を最後として、全ての地区で総会が終了し、それぞれの本年度の事業計画、予算などの議案について承認をいただいたところであります。

今後は当面の活動方針といたしまして、2つを挙げております。

まず1つ目に、それぞれの自治会において、内部組織の充実を図ること。これは自治会、自治協議会は、組織運営のかなめであります会長を中心に事務局長が企画・立案をし、各部会において事業等に取り組んでいくわけではありますが、まず、この組織がスムーズに運営されていくことが最も大切であると考えております。

2つ目に、住民への周知でございます。今後はこの組織をいかにして住民に周知していくかが

重要でございます。広報や説明会の実施など、それぞれの組織で方法は異なると思われませんが、できるだけ早い時期に行政と自治組織との協働により住民への周知を図っていきたいと、このように考えております。また、喫緊の課題としましては区長の委嘱制度廃止の問題と、それぞれのコミュニティセンターの指定管理制度への移行の問題がございます。このいずれも早急な対応が必要であると認識をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） 区長制度が残ったわけでございますけれども、それはもう、なかなか委嘱を外すなというところで、どうしても区長のほうの理解を得られなかったということでございます。

これからやはり、自治会のほうに権限を移譲していくと。例えば、街灯設置のことでもそうですけれども、それはもう全部自治会のほうに権限を委ねると。

僕が最初に取り上げたのは、158の区長さんが、それぞれ申請書を持って来るわけです、市役所に。ガードレールを設置してくれ、ミラーを設置してくれ、街灯を設置してくれと。それに市の職員が対応しておりますけれども、その中で1つ街灯の設置を取り上げたとしても、158からは来んでしょうけれども、もう何十——四、五十からの、例えば街灯の設置要望があったと。しかし、予算は限られておりますので、全部に街灯を設置することはできないと。その中で、優先順位を決めて、街灯設置をしておりますけれども、ついたところの行政区と、同じ申請をしながらつかなかった、予算がないためつかなかったところも出てくるわけですね。じゃあ、その優先順位はどういうふうに決めているんかと言っても、もうそれは執行部のほうからは答えは出ない。出せないですね。あるんでしょうけれども、なかなか言えないでいるところもあるでしょうから。そうなる、何であっちについて、うちにはできんかという、やっぱり区長さんははらかくですよ。そういう事案が起こっておりました。

ですから、3万円という補助事業でございますけれども、そういったのは、もう自分たちの自治会の中で協議をしていただいて優先順位を決めていただくと。もう予算は限られておりますので、そういう権限をもう移譲していくと。そしてそれをすることによって、今、区長さんがそれぞれ申請を市役所に持って来ておりますけれども、それを自治会長さんのもとに集まるようにすれば、自然な形で自治会長のもとにいろんな事業が進められていくんじゃないかと。そうすればもう自然な形で、区長の委嘱は外していいんじゃないかとという気がいたしておりますので、その辺については、権限移譲についてはどういうふうに考えておるかお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、御承知のとおり、先ほど区長制度が残ったという表現をされましたが、正しくは、区長の市長委嘱が残ったということでございます。

それで、本来ですと、基本的には、自治協議会の発足にあわせて、市長委嘱制度も廃止をしたかったんですが、まだなかなか市民の皆さんへの理解が不十分でしたので、当分の間は残すということで、このようにスタートをいたしました。

議員が御指摘されるように、ぜひこの自治協議会制度の発足の目的というのは、より地域の人々が主体的、自発的に、地域づくり、まちづくりをできるような、そういうことを目的に、この大きな組織を改編したものでありますので、ぜひその、今、市長委嘱制度になりますと、どうしてもこの上下関係というか、私の補助的な機関になってしまいますので、そこは市と自治協議会が本当に対等な関係でお互い協働していくようなまちづくり、そういうふうに向かうべく、できるだけ早いうちに、市民の皆さんに御理解をいただいて、説明も加えながらしっかりやっていきたいなど、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 榎川議員。

○議員（11番 榎川 正男君） 権限移譲はどうするのかを聞いているんです。そういう権限移譲はしませんかって。要するに、街灯の申請書とか、権限移譲。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと認識が違うかもしれませんが、どうしても権限移譲というふうに言われると、やっぱり委嘱制度。結局、委嘱制度をなくすということは、どういうんですかね、そういう権限事項に当たらないというか、どうしても今までの行政区、市長委嘱制度になりますと、行政の補完的な組織になってきますから、どうしても上下関係になってきて、権限をどう移譲するとかというのが議論になりますが、そもそもこの上下関係をなくして、対等な関係に持っていくしますので、権限を移譲するとか、そういう表現はちょっと私にはぴんと来ないところがあります。

ただ、具体的に、街灯の設置とか、そういう問題については、今後、しっかり市長委嘱制度がなくなった暁、対等な関係が構築された中で、協働のまちづくりの中で、どういうふうにならぬ協働の関係の中で、どのようにやっていくかというのは、今後、詰めていく課題であると、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 榎川議員。

○議員（11番 榎川 正男君） ともかく、先ほども言うておりましたように、来年度から地方交付税が削減になるという言い方はどうかと思いますけれども、もうこれは決められていたこととございますので、減ってくると。そういう中で、職員もどんどん削減いたしております。ことしが5人削減したと言ったんですかね、削減になったんですかね。削減したというと、ちょっとあれですけども。

そういう中で、事務事業だけはもうどんどんふえてきているような状況でございますので、そ

ういった、やっぱり職員の事務事業も減らしていかないかんですね。そういう中で、今までと同じような申請書の取り扱いをしようとしても、もう職員は大変だろうと思います。だから、そういう軽微なものも自分たちで、できるようにしていただきたいと、カーブミラーの設置とか、花いっぱい運動とか、いろんなやり方があるんでしょうから。そういうのはもうぜひ自治会のほうに自分たちでどうするかを決めて、設置ができるようにしていただきたいということでございますので、何もかも整ってやろうとしてもこれはなかなか難しい面があるかと思っておりますので、その辺もしっかり勘案しながら、どうしたら自治会の会長のもとに各区長さんたちが寄って、そしていろんな地域の活性化のためにどうするか。そういう話し合いができる。そういったほうが、これから自分たちの地域は自分たちで守るという観点からの地域の活性化にはいいのかなというふうに思っておりますので、しっかり、のんびり構えているような感じもしないわけではない、今の答弁からですね。それを待ったらいつのことになるのか、そういう気もいたしましたので、ある程度そういうふうになるようにこっちが仕掛けていかなければならないだろうと思っておりますので、その辺も勘案して検討していただきたいと思っております。

最後に、JRの踏切改修工事について、お伺いいたします。

さきの市会議員選挙のときに、遊説カーで、ほとんどの車で通られるところは踏切を横断させていただきました。その中でもやはり、ここの踏切は危ないなというような箇所が、もう何カ所かございました。あんまり、個別的に言うと、もう何なのかなという気はいたしますけれども、例えば清瀬の踏切ですね、あそこは道路と踏切に段差があって、かなりの段差があります。踏切は、僕は自動車学校のときに習ったんですけれども、踏切は一気に通過しなさいというふうに習っておりました、今が変わったのかどうか知りませんが。かなり腰に負担がくると、同時に音が物すごい、ガタガタンと行ってね、乗用車が通っただけで音がすごいと。これが、トラックが通ればもう夜中でも通ればすごい音がするんだろうと、近所の方からそういう話が出ていないのかどうかは知りませんが、これは改良が必要じゃなかろうかという思いもいたしました。

また、土取のほうも、流川に行く方向は、もう両側とも道路の幅員が広がっています。踏切だけが一方通行ではないんですが、片側通行なんですね。とまつかないかんですね、1台しか通れないと。譲り合いの精神で、どっちかがとまって、早い者勝ちかその辺はいろいろあるかと思っておりますけれども、昔と違うと言うといかんですねけれども——何が言いたいかと言うとですね、本当に早い者勝ちで渡ろうとする人が多くなったんです。もう譲り合いというのがなかなか最近少なくなったような気がいたします。その中でちょっと、こっちがとまっても、相手が渡るのを見て、前はちょっと、せっかくとまっていてくれとったから、手を挙げるとか、クラクションを鳴らすとか、ちょっと挨拶をしておりましたけれども、今はもう、たばこをくわえな

がら、携帯を見ながら運転して、知らんふりして行く人も見かけられます。もう本当にかちんとくるようなところもございます。そういう踏切でございますので、あれはやっぱり道路と同じようにちょっと幅を広くしたほうがいいんじゃないかなろうかというふうに思います。

また、宮本の線路も、ここは一度脱輪して、列車にはねられて亡くなられた方がおります。そこで踏切に落ちないようにちょっと縁石ブロックという、あれをちょっと高くして、そしてそれがどうしても斜めに横断していかなければなりませんので、坂になっていますから、えらい見にくいわけですね。そこで、縁石に8本のポールを立てておりました、亡くなられた方がおりましたので。そういう改良を加えていたんですけれども、今そのポールが2本しか立っていません。8本あったのが、もう2本。もう6本が倒されていると。そういう状況でもうあっちこちに車がぶつかったような跡があります。もう本当に危険でございますので。まだあと保木のほうもあります。あそこも段差がちょっとあるかなという、いっぱい言えばもうきりがありませんけれども。

これ、なかなか難しいんですけれども、これをJRとの協議が必要になるかと思えます。負担金が生じて、そして踏切工事あたりはもう向こうが実質、主導権をにぎって工事をしますので、JRとの話し合いが当然必要になってくると思えますけれども、ちょっと総点検をしていただいて優先順位を決めてから、この年次計画で、そういった踏切の改良工事をしていただきたいということで、ななつ星の列車も通るようになりましたので、事故があってはなりませんので、そういう観点から、ぜひ踏切も改修工事をしていただきたいと思えますが。市長にお伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、JR踏切改修工事について御質問をいただきました。

JR久大線の踏切につきましては、平成24年3月末時点で、うきは市内に第一種踏切——これは自動踏切遮断機が設置している踏切を言うわけですが、これが34カ所。第四種踏切——これは警報機及び遮断機が設置されていない踏切を言うわけですが、これが2カ所。合計36カ所の踏切が存在をしております。

踏切内における改修工事や踏切の拡幅等につきましては、JR九州が行っておりますので、市が勝手に工事を実施することはできません。改修工事が必要な踏切等がある場合は、箇所を御指摘いただき、調査の上、うきは市からJR九州に対して工事要望を行っていきたいと考えております。今、具体の箇所名がありました。また詳細に教えていただければと思います。

JR九州としましては、踏切事故の半数を占める第四種踏切について、地域住民と鉄道輸送の安全確保のため、踏切廃止または第一種踏切への格上げに取り組んでいるところであります。また、年に数回の踏切の定期点検等を行い、異常が見つければ計画的な改修工事を行い、踏切通行の安全を確保しているとのことでございます。

今後、うきは市としましてもJR九州と連携し、踏切の安全対応に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 榎川議員。

○議員（11番 榎川 正男君） 以上で質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、11番、榎川正男議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終了しました。

○議長（岩佐 達郎君） ここで、暫時休憩とします。再開は午後1時30分より再開します。

その後、直ちに議案質疑を行います。

午後0時19分休憩

午後1時29分再開

○議長（岩佐 達郎君） 皆さん、全員おそろいですが、再開前ですが、執行部より三園議員の一般質問に関して発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 済みません、私のほうから1点、本日午前中の一般質問の中で、議員よりお話のございました三春工業団地の分譲価格につきまして新聞記事の御紹介があったかと思えます。その点につきまして補足で御説明させていただきます。

こちらに三春工業団地の分譲価格が、単価3万5,000円、1坪当たりという表記がございます。その上の段に宮若市のほうの磯光工業団地、こちらが9,800円、1平方メートル当たりという表記がございます。こちらは比べる単位が、表記が同じ単位になってございませんので、磯光のほうは1平方メートル当たりで9,800円、これと同じ1平方メートル当たりで三春工業団地のほうを計算いたしますと、約1万606円となりますことを御説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 会議を再開します。

日程第2. 議案質疑

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、議案質疑を行います。

議案第43号うきは市道路線の変更についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 議案書の3ページをお開きください。

議案第43号うきは市道路線の変更について、道路法第10条第3項の規定により、次のうき

は市道路線の変更について、議会の議決を求める。平成26年6月12日提出。うきは市長高木典雄。

記。

路線名、起点、終点、重要な経過地は別紙のとおり。

次のページをお願いいたします。

それから、別途配付しております、うきは市道路線の変更資料を参照をお願いいたします。

変更、級、その他、路線番号125、路線名、枝折谷・八竜線については変更はございませんけども、起点と終点が変更となっております。

変更前の起点が浮羽町妹川字枝折谷2634番8、終点、浮羽町妹川字枝折谷2669番3が変更後の起点が浮羽町妹川字枝折谷2652番4、それから、終点浮羽町妹川字八竜2771番1に変更するものでございます。

変更前の延長は404メートル、幅員2.4メートルから6.9メートルが、変更後の延長が1,002.4メートル、幅員2.2メートルから7.1メートルに変更となります。

変更の理由としましては、現在、久留米県土整備事務所が実施しております一般県道吉井・妹川線道路改良事業により、一部区間の道路新設を行っていただいております。事業完了後に新設区間と、現在の県道がつけかわるのに伴って、旧県道部が市に移管されるために市道の路線変更が生じたものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 幅員が今よりも狭くなる場所があるわけですか、これ。

それから、総延長は何メートルになっているのか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） ただいま申し上げましたように、道路の幅員は2.2メートルから7.1メートルということで、狭くなる部分もございます。

それから、変更後の総延長につきましては、1,002.4メートルの延長に変更となります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号うきは市水源かん養事業基金条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 議案書の6ページをお開き願います。

議案第45号うきは市水源かん養事業基金条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成26年6月12日。うきは市長高木典雄。
次ページをお願いいたします。

うきは市水源かん養事業基金条例。

設置、第1条、うきは市水源のかん養機能の向上及び水源地域の活性化等を図るため、うきは市水源かん養事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

基金の額、第2条、基金の額は、2億円とする。

管理、第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。第2項、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

運用益金の処理、第4条、基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

繰替運用、第5条、市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

処分、第6条、基金は、次に掲げる事業の実施又は当該事業の助成に要する経費に充てるため、これを処分することができる。

第1号、森林の水源かん養機能の向上を図るための事業。

第2号、前号に掲げる事業への市民参加を促進するための事業。

第3号、前2号に掲げるもののほか、水源の保全のために必要と認められる事業。

委任、第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） このこと自体は別に異議ありませんけれども、例の合所ダムに関する事で、以前、福岡地区水道企業団から、今までの合所ダムの水を使わせてもらった協力感謝金という意味で1億5,000万円という一定の合意がなされた経緯があったですね。だけど、公共団体から別の公共団体への支出は法律上できないということが後でわかって、それはとりやめというか、見合わせている経緯があると思いますが、この基金の性質はそういうことには抵触しないのかどうか、そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 今、御指摘がありました合所ダムに係る協力感謝金、これにつきましては、他の自治体に対して支出をするという点で、せんだっての全員協議会のほうでも三園議員さんより御指摘があったところがございますが、今回の基金に対する拠出、これに関しましては抵触しないということで考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 性格的には、協力感謝金もこの基金に対する支出も、性格的には、金が福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団から出されてということで、金の動きそのものについては、協力感謝金も、この基金に対する支出もほとんどかわらないんじゃないかなと思うんですね。その辺が明確に抵触しないんだという裏づけが私たちは欲しいんですよ。でないと、何か協力感謝金に——言い方は悪いんですけども、すりかえられるんじゃないかという懸念もありますし、そういったことで再度、法的に、どういった法に触れないのかどうか、ちょっと明確に、ああ、なるほどとわかるような、抵触しないと言うだけじゃなくて、その辺の説明が欲しいんですが、お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 今回の基金に対する両企業団からの拠出につきましては、これまでの合所ダムに係る協力感謝金とは、もう別ものということで、前回の全員協議会でもお話をしたとおりでございますが、この基金に対する拠出、これにつきましては、うきは市の立場で相手方に拠出をするということであれば適法かどうかという論点も出てくるかと思っておりますけども、先方が法的に見て、適用しているという判断に基づいて拠出を決定したということにつきましては、先方の決定を尊重しなければならないというふうに考えておるところでございます。

また、類似した事例で、ほかの事業の基金に対しても同企業団のほうで拠出をしているという事例等もございますので、そういった点を踏まえて、こちらのほうとしては適法に処理をされておるというふうに理解をしておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） そうなりますと、結局は合所ダムを使って、福岡地区水道企業団が水を売ったわけですね、言いかえりゃあですよ、飲料水として。だから、その精算をやりたいというようなことで協力金というのが出てきたわけでしょう。計算の根拠があるわけでしょう。年度平均純損益額というのが平成2年から平成13年度で算定ということですね。62億7,440万9,000円、これを12年で割っていきますと年額5億2,286万7,000円になります。この5億2,286万7,000円を福岡地区水道企業団の持ち分と、浮羽郡3町の持

ち分、これを案分しますと、福岡地区水道企業団が94.83%、浮羽郡3町の9,200トンが5.17%になりますから5億2,286万7,000円を5.17%で掛けていきますと、1年間に2,704万円という金額が出てくるわけですね。それを小石原川ダムが完成までの22年間ということで計算してありますが、平成27年ということではありますが、1年間に2,704万円掛ける22年間は5億9,488万円になります。その2分の1ということで、2億9,744万円という金額が出てきて、その中でも既に協力感謝金ということで9,900万円を渡すようにしとったでしょう。だから残りが1億984万4,000円になりますけども、これを1億5,000万円で勘弁してくださいということで許可が出たでしょう。払うようになった。こういう協力感謝金と、それから基金を払うことにしておる。基金の創設ですよ、協力感謝金じゃないんですよ。協力感謝金は9,900万円ですよ。だから基金が1億5,000万円で合意したでしょう。一旦合意したんですよ。協力感謝金とは違うし、基金ですよ、基金創設で1億5,000万円を払いましょうということだったんですよ。

皆さん方の言い方ですと、もう全然もらえないということですね、これは。22年間分の水代は。向こうはそういう水で利益を上げてありますから、利益還元しましょうということでしょう、これ。その割合で。福岡地区水道企業団の持ち分と、浮羽郡3町9,200トンの持ち分を割って、浮羽郡3町分が5.17%ありますから、そういう利益を5.17%お返しします、そして22年間で計算した1億9,844万円になりますけども、この1億5,000万円で、あとの484万4,000円はもう切り捨てて1億5,000万円で手を打ってください、じゃあ、そのようにしましょうということで、基金創設でやっているわけですよ。基金創設で、協力金じゃありませんよ。協力金は9,900万円ですよ。

何でそのように決まったのが覆されたかというのと、ここに協議メモというのがあるわけですよ。これ、福岡地区水道企業団からいただいた公文書です。この中に基金の場合は、どうしても議会を通す必要がある。最悪、仕方がないのではないかとという市長の意見もあるが、できたら議会を通したくないと、こうやっている。何でこういう協議ができているわけですか。議会を通さなきゃならんという市長もおるけれども、できれば議会を通したくないと。確認書に基づいて、できたら議会を通さんで解決する方法はないかということが福岡地区水道企業団の中の言い分でしょう。

こんなことも書いてありますよ。協力感謝金として支払う、何に使用するか不明なものに公益上の必要性があるとは言えないのではないかと。ところが、基金のことについては何も出ていないわけです。基金創設について、今度のやつと1つも変わらんわけですよ。水源涵養ということで、合所ダムから水をもらっているから、福岡県南広域水道企業団は福岡市、福岡地区水道企業団もですよ。その割合が決められてあるでしょう。割合というのはもう決まってあるわけ。耳納山麓

が60.2%ですね、割合はですよ。それから福岡県南広域水道企業団ですか、こちらが、これでいきますと福岡県南広域水道企業団は12.64%、それから福岡地区水道企業団が浮羽郡の9,200トンまで使っておりますから27.16%でしょう。合所ダムの水は、今申し上げますように、福岡県南広域水道企業団が12.64%、それから、福岡地区水道企業団が浮羽郡3町の9,200トンを含めて27.16%ということで、いわゆる建設の案分もなしてあるでしょう。だから合所ダムの水を使っているから、その水源涵養のため基金をつくるということだったら、何も問題ないでしょう。1億5,000万円、今までのお礼をしますというのが1億5,000万円ですよ。皆さん方の言い方をすると、もうもらわんということですか。じゃあ、何のために協議して合意したんですか。1億5,000万円は基金ですよ。協力感謝金というのは9,900万円ですよ。そこははっきりしてください。ちょっと議案と違うけど、私は別なところで質問しようと思ったんだけど、今、大越議員から質問がありましたから、関連で質問させていただいておりますけれども、明確に答弁してください。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 何回も申し上げますように、今回の水源かん養事業基金に対する拠出と、今、議員御指摘の、これまでの合所ダムの協力感謝金1億5,000万円、これにつきましては全く別問題で論議をしていただきたいと思います。

今申されましたように、合所ダムに係る案分率、福岡地区水道企業団が27.16%と、福岡県南広域水道企業団が12.64%、これにつきましては合所ダムの固定資産に対する案分率の割合でございまして、これまでの経緯から申し上げますと、その分の国有資産等所在市町村交付金、これの交付漏れに関連して今回のこういうふうな事態となったという中での今の案分率でございまして。

先ほど議員が言われました協力感謝金、これにつきましても基金としてもらえるんじゃないかということで、平成17年3月に一定の了解が整っておったのに、どうして今まで進んでいないのかということでございますが、これにつきましても前回、全員協議会で申しあげましたように、1つの原因としては、議会等でも何回も質問なり御指摘を受けておりますように、合所ダムの水問題に関する覚書、これについて、それに基づいて水を返してもらいなさいという論議がまだ決着をしない中で、その覚書に基づく協力感謝金を基金としていただくということについて進展していないというのが現状ではないかと思っております。

したがいまして、そういう論議に早くけりをつけていただければ、この問題も解決に結びつくのではないかというふうにご考えておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 今、財政課長が申し上げたとおりで、合所ダムの借用に関する協力感謝金とは、今回、上程している条例案については別個のものでございます。

これについては、協力感謝金の関係につきましては、まだ今、交渉が中断をしておる状況でございますけれども、今後、いろんな、今——水問題のいろんな頓挫しておりますので、あらかじめ議員さん、それから市民の皆さんが御理解いただいた上で、この協力感謝金については、今後、詰めていくというところで考えておるところでございます。

それでちょっと、議員さんのちょっと金額の関係、勘違いがあると思いますので、それをちょっと説明させていただきたいと思います。

協力感謝金については当初9,900万円ということで福岡地区水道企業団のほうからお話がありました。これに対して、うきは久留米上水道研究協議会、会長、怡土康男名義で、9,900万円以外に水源涵養をしたいので、その分についてもちょっと検討をしてくださいということで、要望書と一緒に水源かん養振興基金設置についての案ということで、先ほど三園議員が説明しました2億9,744万円の金額ですけれども、これから9,900万円を引いた1億9,844万円を基金としてくださいということで要望を福岡地区水道企業団のほうにしたわけですけれども、その後の交渉で最終的にはこの基金と協力感謝金を含んだところの1億5,000万円の協力感謝金ということで決着をしたところでございますので、この1億5,000万円の中に9,900万円と水源涵養を含んだところの金額ということとなっております。

先ほど、大越議員から話がありましたように、1億5,000万円で決着をしましたが、補助金等として現金をもらうわけにはいかないと、そういった地方財政法とかに抵触をするから現金ではもらえないということになったことから、21年に、どう対応していくかということで水源かん養基金を積み立てて、それで、うきは市、久留米市、福岡地区水道企業団でそれぞれ出資をして共同事業をやりたいということで協議を進めてきておったところです。

小石原川ダムの検証、それから、うきは市の災害、そういった事情で、今、協議はストップをしておるという状況で、協力感謝金がゼロになったということはありませんので、今後、詰めていくということを考えておるところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今度の基金と、福岡地区水道企業団と交渉したときの基金が違うのはわかっているんですよ。わかっています。今度のやつは合所ダムの固定資産税に相当する分を、平成6年から払わなきゃならなかったけれども、向こうも払っていない。こちらも請求していないという落ち度は両方にあるわけですよ。ところが知らない人は、いかにもうきは市役所の落ち度と、みなしているわけですよ。新聞に載ったでしょう、福岡の人が、うきはの市役所は何

しとったんだというのは、夕刊のテレホンプラザに載ったでしょうが。とても常識では考えられないというようなことが出たんですよ、テレホンプラザに。たしか福岡の早良区の人だったと思いますが、私はどっかに切り抜いとったと思いますけど、張ってないけれどもね。それはわかるんですよ。

ところが、ここに地方公共団体間の経費の負担ということで21年6月8日の福岡水道企業団のつくった文書がありますよ、ここに。この中に、地方財政法（地方公共団体がその全額を負担する経費）ということで、第9条に地方公共団体の事務を行うために要する経費については当該地方公共団体が全額これを負担するとしてあるけれども、第28条の2に、地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の地方公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなことをしてはならないというのが、地方財政法の第28条の2である。だから下のほうにこう書いてあるじゃない、協議会及び基金の経費の負担ということ。地方公共団体で構成される協議会や基金へ他の地方公共団体が経費を負担するのは、地方財政法第28条の2に抵触するものと考えられると、こうやっている。だから出せないということでしょう。

この文書は皆さん方持っているわけでしょう、協議して。これは福岡地区水道企業団の公文書ですから。だから、今度の基金とは違うのはわかっているけれども、このもらえないようになっている基金は、じゃあ今後、この法律を無視してくれるということですか。いわゆる、法律を曲げて出してくれるということですか。それがはっきりしていないじゃないですか。だから同じ基金ですよ、水源かん養基金、今度も。だからそういうように出せるんだったら、いわゆる福岡地区水道企業団も今までのお礼ですから、これは。利益配分ということでしょう。今まで合所ダムの水を福岡市ほか13市町村ですか、あれ、福岡地区水道企業団というのは。こう配分しているから、その分でお上げしましょうというのは途中から変わってきているでしょう、やれんということで。だからもう、それきり話は打ち切っているでしょうが。

私は、福岡地区水道企業団に、その後の情報公開を求めたけども、それ以降はやっておりませんって。協議もあっておりません。ただ、課長が御挨拶に来たことはありますけれど、全くそういう協議はしてありませんという情報開示請求の文書をいただいているわけですよ。だからもう皆さん方はそれでもう話、途絶えてしまっているでしょう。だからなぜ、そのように決められているのがもらえんか。

だから私が提案したのは、ここにありますよ。3億6,000万円払っているということでしょう、立てかえてありますというのは、もう間違いないでしょうが。3億6,000万円ですね。それで覚書の中でも、いわゆる水を返す場合のことが書いてあるわけ、確認書の中に。浮羽郡3町に水を返す場合は、浮羽郡3町は合所ダムから取水する意味でありますということも書いて

あるわけですよ。これも公文書ですよ、皆さん方、あれは公文書ではないと言うけど。公文書の開示請求であれいただいたんですから、公文書ですよ。企業長がちゃんと認めている公文書であるわけですよ。

そういうことになってありますから、あれをもし返すということになりますと、浮羽郡3町に3億6,000万円立てかえてあるから、その3億6,000万円と、それから国から補助をもらっているから、その補助の2億円を返さなきゃなりませんから、もし合所ダムから返せば5億6,000万円出してもらわなきゃなりませんというのが文書でしょう。間違いないでしょうが。そういう文書があることはわかっているでしょう。わからんですか。わかっていますでしょう。その文書はどうなるわけですか。全く、もう生きていないということですか。

それから、今、課長がね、9,900万円のお礼金のことを言いましたけど、これはいつ決まったかと言うと、平成17年12月26日に福岡地区水道企業団から申し出があったんですよ。協力感謝金を9,900万円お上げしようということで、平成17年12月26日ですよ。だから、それが出たから、怡土市長が、もうちょっとどうかしてくれという文書を出したのはこの文書ですよ。これ怡土市長の判を押されている。ここに書いてある。いわゆる合所ダムが近くにあるにもかかわらず、それを直接利用できず、しかも水源となる山林の整備や河川の推進保全に努めているうきは市におきましては、市議会や住民感情からしますと、いまひとつ納得できないものがありますのも事実ですから、いわゆる9,000万円という金ではなくて、どうかしてくれというお願い文書でしょう、これは。これ出したのは平成17年12月26日ですよ。

だから、そういうことで協議をして、じゃあ、いわゆる水を使って利益を上げてありますから、そのお礼を出しましょうということですが、それが出せないということですから、私は5億6,000万円、実際には5億6,000万円じゃない、3億6,000万円立てかえているわけですね。3億6,000万円と、いわゆる合所ダムの水を使ったその基金と交換すりゃいいわけですよ。合所ダムから水を返してもらえますけど、3億6,000万円は払えませんか、おたくのほうはこれだけ利益を上げておるじゃないですかということ。そうすりゃ、3億6,000万円、いわゆるこちらもらわない、向こうもらわないから、補助金を返す必要もなくなってくる。その補助2億円というのは国に返す必要はなくなってくるわけですから。3億6,000万円を福岡地区水道企業団がうきはから取れば、それは2億円の補助金返還が生じてくるということでもありますけれども。

その辺をひとつ、皆さん方は、私どもが——一緒くたしていませんよ。一緒くたにしていませんけど、こういう基金創設ができるのに、何でその基金創設ができないですかということを申し上げているだけ。別ということはわかります。今度のこの2億円というのは、2億円じゃないわけ。2億円は一般会計から繰り出して2億円にしてありますから、実質的に1億4,700万

円ですか、それをいただいている。いわゆる25%分ですね。平成6年から平成20年までの15年間の分のいわゆる固定資産税に相当する金額の25%を今度出していただくということで、これについてはわかっていますよ。だから協力感謝金そのままになっていますから、同じ基金をつくるのに、こっちはできる。そっちはできないということはないと思いますから、そのことを申し上げているわけです。

以上、何かあったら答弁してください。ないものは要らんですよ、もう答弁。わかってください。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの御指摘について、大きく3点で整理をしたいと思います。

まず、大越議員の質問もありましたので、結論というか、今回の基金の性質から入っていきたいと思います。

合所ダムの協力感謝金の1億5,000万円、これはいろんな紆余曲折がありました。2つ目にまたお話ししますが、平成19年に1億5,000万円でこれが決着をして1億9,000万円の協力感謝金を取り交わそうということになりました。その後、平成21年にその経費のあり方と、手続のあり方が問題になって、今、中断をしたままであります。

何が問題になったかというのは、今、三園議員が御指摘のとおり地方財政法上の第28条の2、それからもう一つ、地方自治法に第232条の2というのがあります。これは地方公共団体が、他の団体に寄附とか補助する場合の規定で、地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄附または補助をするということでもあります。当時、平成19年に決着したときに議論されていたのは、その使途の目的が1億5,000万円の協力感謝金の――うきは市と久留米市がいただくわけなんです、その使途のあり方が特定されてなかったわけでありまして。

したがって、三園議員が指摘されますように、地方財政法の第28条の2、それから地方自治法の第232条の2、いずれも個別の事業を特定しない状況では、こういう2つの条文に抵触すると。したがって19年当時は、個別の事業を特定していない状況でありました。今回、国有資産等所在市町村交付金、今、提案させていただいています基金は、この次の議案に出てきます協定書の中にはっきり事業が特定されます。したがって、それで両法律ともセーフになったということでもあります。したがって、今後、合所ダムの協力感謝金の話が――議会のほうで話がスムーズに進むようになれば我々も議論を再開しますけれども、今回の国有資産等所在市町村交付金にまつわるこの水源涵養の基金が大きなベースになって、そういう手法に進んで行くのではないかというふうに私は感じているところであります。

それから2点目が、金額の推移について三園議員のほうから指摘がありました。

もともと平成14年から協力感謝金の議論がありました。当初は、小石原川ダムに平成14年

に名乗りを上げるわけですが——旧3町が。そのときに小石原川ダムに参画するためにはユーザー負担金として、二十二、三億円のお金がかかると。そして、今3億6,000万円の話がありますので、それを差し引くと、18億円を立てかえてくれと、協力感謝金でくれという話をするわけであります。そこに福岡地区水道企業団は18億円という膨大な金額にびっくりして、例のいつも議論があつていますが、議会で議論があつて15年11月の、あの借用水の考え方あのメモに、あれは基本的に昭和50年7月の覚書、確認書は、もともと水で返すはずであつたという話が出てきて、あのペーパーの中に3億6,000万円であつたり、補助金返還の2億円が出るわけです。それ、とてもじゃない、18億円って、それはとんでもない話だと。もともと一般論で考えると、50年はそんな話じゃなくて、こういう話だったんですよというのが15年11月のメモであります。

その後、市町村合併とかいろいろあつて議論は深まっていなかったんですが、平成17年に福岡地区水道企業団から9,900万円という話が出てきました。そこで三園議員御指摘のように、それでは少ないということで、当時の怡土市長のほうで9,900万円とは別に2億円弱の基金を要求したわけですが、なかなかそれがうまくいかなくて、最終的に、平成19年に全てをひっくるめたところで1億5,000万円が決着をして、いろんな確認書も取り交わしがされております。1億5,000万円というのは、平成19年に確定しました。その後、21年に経費の使途のあり方で、先ほど言った2つの法律の条文に抵触するもので、やっぱり個別事業を明確にしないようなやり方というのは2つの条文に抵触する。そうすると手続論で、当時は、うきは久留米水源かん養及び上水道事業推進協議会という組織が出ていたんですが、その協議会を通じてお金を支出するということであつたんですが、この協議会を通すと、どうしてもやはりこの2つの法律に抵触するということで、しばし、もう少し詰めようということになった中に、議会の相次ぐ昭和50年7月の覚書についての議論が出てきたわけであります。

3つ目の整理は、この昭和50年7月に取り交わした覚書、確認書の位置づけであります。

これは再三議会で申し上げ申しましたように3つのステージで分けて考えていただきたいと思つています。

1つは、昭和50年7月の覚書で水利権があるということはありません。再三言つていますように、河川管理者を介していないような話で、あの覚書をもって水利権があるという話ではないということであります。

したがって、じゃあ、あの文書は何なのかと言うと、立派な行政文書であります。公文書と捉えても結構です。これは再三、私は説明をさせていただいています。どういう行政文書の内容かと言うと、あそこに水利権をとるためには。（「もう、わかっていますよ」と呼ぶ者あり）いや、これをぜひわかってほしいんです。ちょっと聞いてください。（「いやいや、もう。何回も同じ

話を……」と呼ぶ者あり) いや、いや、しかし、なぜ議会でこれだけ議論になっているか。結局、この協力感謝金を解決しますと、皆さんたちは、覚書は有効ではないか、あるいは、この覚書は何だったのか。我々は期限——期限が切れていると言っていますが、まだ有効ではないかという議会の質問があるからこそ、再三にわたって申し上げます。

したがって全ての議員の皆さんがワンステージと、ツーステージを理解されないと、最後の3つ目のステージが協力感謝金で、この覚書を清算しましょうというのが3つ目ですから、いきなり協力感謝金を進めろということになりますと、この50年7月の覚書は、もう清算しましょうということにつながります。そういうことを申し上げたかったわけです。

以上、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○議長(岩佐 達郎君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岩佐 達郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号うきは市水源かん養事業に関する協定の締結についてを議題とします。

説明を求めます。財政課長。

○財政課長(大熊 孝則君) 議案書の8ページをお開き願います。

議案第46号うきは市水源かん養事業に関する協定の締結について。

福岡地区水道企業団及び福岡県南広域水道企業団とうきは市水源かん養事業について、次のとおり協定を締結したいので、うきは市議会基本条例第15条第3号の規定により、議会の議決を求める。平成26年6月12日提出。うきは市長高木典雄。

次ページをお願いいたします。

うきは市水源かん養事業に関する協定書。

うきは市(以下「甲」という。)、福岡地区水道企業団(以下「乙」という。)及び福岡県南広域水道企業団(以下「丙」という。)は、うきは市水源かん養事業(以下「事業」という。)の実施について協定を締結する。

目的、第1条、乙及び丙は、事業のうち、別紙に示す内容について、甲に対して、支援するものとする。

交付金、第2条、乙及び丙は、前条の目的達成のために、別途、協議し定める交付金を、甲が設置するうきは市水源かん養事業基金(以下「基金」という。)に交付するものとする。

他目的への使用禁止、第3条、甲は、第1条で定める目的以外には、前条の交付金を使用しないものとする。

事業の報告、第4条、甲は、基金により実施した事業について、年度ごとに、乙及び丙に対して報告するものとする。

協議、第5条、本協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙で協議の上、処理するものとする。

効力の発生時期、第6条、この協定の効力は、締結の日から生じる。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は押印の上、各自1通を保有する。

以下、3者名での協定ということで、次ページに事業内容を掲載させていただいております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この議案については、委員会のほうに議決をされれば付託されるものと思いますが、市長がいらっしゃいますので、基本的なことについてお尋ねをしておきたいと思います。

せんだっての全員協議会の中で、この覚書の案も示されております。この事業については、5カ年をめどに事業を終えたいという財政課長の説明をいただいているところであります。従いまして、11ページに、涵養事業の実施内容ということで、10項目上がっております。

申し上げたいのは、この5カ年間で——これだけ報道された内容でありますし、住民の中ではこのまま知らずに終われば、いただけない金がいただけたという思いも多々耳にいたします。それで2億円という金額に一般財源も含めてなりますが、やはりこう思いますと、事業実施の林業行政事業、それから森林総合整備事業とかというふうな項目が出てきますが、ややもすると森林組合に消えていくような思いもあるかと思いますが、これだけのお金をせつかく皆さん、この事態を発見してやった2億円という基金になりますから、それなりに、やはり住民の目に見えるような事業というものを考えないと、何だったのかというものは終わりそうな気がしてなりません。そこで、市長がこの2億円の用途について、今からの検討でありましょうが、1つのイメージとして、どういう事業を具体的に考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） まず、覚書ではなくて、協定書を結ぼうとしております。この協定書の中に個別の事業、そして当然、年限を切つていかないと個別化、特定化されませんので、2つの法律に抵触してきますので、5年という制限をかけております。もともとこの発想に至った経緯は、一昨年の九州北部豪雨災害であります。やはり森林の荒廃が被害を大きくしている。これは何回も答弁をさせていただいております。うきは市は農業とともに林業の町でもありますので、しっかりした森林整備をやる必要性を感じております。今後、ああいう大きな災害というか、被

害を起ささないためにも、この森林整備は必要だと、このように思っておりますので、今後、こういう協定書が締結されました暁には、しっかりした、そういう精神に沿うような事業に、この基金を充てて執行していきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 協定書と、それから覚書と2つつくってありますが、これはどういう意味からですか。例えば、覚書の頭に来てあります条文は協定書の中に入っているから必要ないわけでしょう。

それから、第3条、協議も協定書の中に書いてありますよ。第4条の効力の発生時期も協定書に書いてある。協定書に書いてあるのを、何で覚書が必要なんですか。ただ、協定書に書いていないのは、交付金が、金額が書いていない。この金額を協定書の中に入れれば、何も覚書つくらんでいいわけでしょう。なぜこのようなことを第2条の交付金の中にこの金額を入れりゃ、これ1回しかもらえんとですから。この乙から1億43万5,100円、丙から4,674万1,450円というのは、これ1回きりですよ。協定書の中に入れれば、何にもこの2つの文書をつくる必要はないのに、何でこのような覚書というのが必要なのかどうか。

それから、覚書、これは当事者は確かにうきは市と、福岡地区水道企業団あるいは福岡県南広域水道企業団ですが、先ほど私が申し上げた12.64%とか、二十何%というのは、あれは水の割合で決まっているんですよ、配分水で。だから、固定資産で決まっている。そうじゃない、固定資産の前にあの水量は決まっていたんですよ、割合は。だから、合所ダムの管理を、今、県がやっておりますよ、あの管理費用もその割合で決まっちゃったんですよ。この合所ダムの固定資産税が——これ誰が評価しているんですか、合所ダムの。資料をもらっているのを見ますと、ここにありますように8億4,457万4,000円ですか、これ誰が評価しているわけですか。この評価の方法を教えてください。というのが、固定資産税を課せるということになりますと、本当は、うきは市が固定資産税を課すんですから、うきは市が見てから金額を決めるんでしょう。一般的にはそうでしょう。個人が、例えば新築します。すると固定資産の評価をやって、それに税金を掛けているのが固定資産税でしょう。本人の申告で固定資産税を納めていいんですか。

だからこの8億4,577万円ほどの金額、これ誰が決めたのか。8億4,000万円の金額になってありますが。これは、負担しているのはそうじゃありませんよ。福岡地区水道企業団が——ここにありますが、73億5,330万円が福岡地区水道企業団の負担額。それから、福岡県南広域水道企業団が34億2,215万6,000円、それから農政局が162億9,855万6,875円、これがいわゆる精算額なんですよ、合所ダムの。これは、いわゆるこういう資料がきちんとあるわけ。会計検査の提出書類ですよ。きちんとありますよ、もう全てこう入っています。

皆さん方は、この金額をどうして市役所がはじき出したのか知りませんが、向こうから出されている金額でしょうか、それとも市役所が算定した金額でしょうか、これが1点ですよ。

面積はどうなっているのか。

皆さん方が出している資料では、ここにありますように、減価償却もここに上がっておりますけれども、合所ダムに係る固定資産額ということで土地が8億4,577万4,000円、償却資産が96億6,938万円、償却資産については年々償却をやっていきますから低くなっていきますけど、土地についてはどのようにして——この土地の評価額の27.16%が福岡地区水道企業団。それから福岡県南広域水道企業団が12.64%、これ持ち分がそうになっていますから。

この合所ダムでは、いわゆる民家が30戸潰れているんですよ。今までは、浮羽町が固定資産税をかけておいた民家が30戸、それから宅地が17万3,327平方メートル、宅地が。これらは全部、浮羽町が税金をかけたんですよ。

それから山林、山林については22万9,406平方メートル、その他がありますけど、全部で43万4,781.99平方メートルが合所ダムの用地になってしまっているわけですよ。これは補償が入りますから、どうとは言えませんが、大体、用地費というのが71億3,029万3,986円です。平米で割っていきますと1万6,400円、この1万6,400円が、今度、皆さん方が評価しているのは1,945円30銭で評価されているでしょう。この評価の内容について説明をしてください。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） まず、第1点目の協定書と覚書をどうして分けたのかという理由でございまして、これにつきましては、福岡地区水道企業団並びに福岡県南広域地区水道企業団と協議を重ねる中で、先例に倣った形で、協定書とは別に金額は覚書として交わすということで、これまでの事例でもやってきたということで、こういう形での協定、それから覚書の締結をお願いしたいというようなお話もありまして、こちらのほうからそれ——手続的な問題でございまして、それにつきましては、こういう形で了解をして進めさせていただいたところでございます。

それから案分率の件でございまして、先ほど申し上げました国有資産等所在市町村交付金の案分率ということで申し上げましたけども、説明が不足しておりました。当然、水量に基づく、案分率に基づいて国有資産等所在市町村交付金についても、それを案分したというところで説明をしたところでございます。

それから、誰が評価をしているのかという点でございまして、これにつきましては、国有資産等所在市町村交付金法に基づいて、それぞれの所有者が所有する台帳価格、これに基づいて通知をするというふうになっておるところでございまして。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。税務課長。

○税務課長（内山 勇君） 土地の評価額ということですが、一般的に固定資産税につきましては当然こちらのほうで評価をさせていただいております。ただ、今回のこのケースにつきましては、交付金の対象となる資産ということで、これは先ほど財政課長が説明しましたように、交付金法の中で帳簿価格を基礎とするというふうな形で決められておりますので、両企業団が台帳に記載している帳簿価格、土地についてもこれについて基礎としております。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） じゃあ、その台帳を低く書いておけば交付金の金額が低くて済むわけですね。面積はどうなっているわけですか、これ。

先ほど、私が面積を申し上げましたけれど、もう一遍、面積、宅地が、先ほど17万3,000と申し上げましたが、3万355平方メートルです、宅地。田畑、17万3,327平方メートル。山林、22万9,406平方メートル。その他雑種地等が3万2,048平方メートルでありますから、合計しますと43万4,781.99平方メートルになります。この中で、ここに上がっている宅地は何平方メートルあるのか。つまり、このような用地が、いわゆる合所ダムの建設用地として払われている、用地費及び賠償費が、先ほど申し上げたように71億3,029万3,986円支払われてありますから、このそれぞれが持っている割合はそこに書いてありますよ。福岡県南広域水道企業団が12.64%、福岡地区水道企業団が27.16%、農水省が60.2%ですね。それぞれの持ち分の割合の面積は出ているわけでしょう。これ、金額だけが出ているけど、8億4,577万4,000円ということですが、この土地の面積はどうなっているわけですか。

だから、それぞれの帳簿価格、だから帳簿価格も安くしときゃ、結局は市町村に払う交付金も安くなってきますから、もう割合決まっているんですから。この価格はどうなっておりますかということをお尋ねしているわけですよ。

○議長（岩佐 達郎君） 税務課長。

○税務課長（内山 勇君） 土地の価格は幾らでもということですけど、これはもう当初にダムが完成した時点の価格が台帳に記載されます、両企業団の台帳に。これが基礎ということで、それ以降変動するものではございません。

それと、そのこのダムの底地等にいろんな建物があつたんだよというお話がございましたけど、これについてはもう国有資産等所在市町村交付金法の中で、いろんな含まれない部分という形で、明示してあります。補償に要した費用、流水の貯留に伴い水没する地域に係る補償に要する費用等で水利権として経理されているものは含まれないと、この価格については、もうその価格の中

には含まないというふうに定められているところです。

面積につきましては、ちょっと手元にありませんので、委員会のほうで、また後日詳細をお示ししたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 補足をさせていただきます。

面積でございますけども、企業団のほうから届きました固定資産の通知書、固定資産移動通知書、これによりますと、面積が5万8,523.13平方メートルで、地目ごとには別に分類はされておられません。価格が1億690万5,852円ということで通知を受けております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 議案書の12ページをお願いいたします。

議案第47号うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について。標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成26年6月12日。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。それから、別途配付をしております、条例新旧対照表の参照をお願いいたします。

条例改正の理由としましては、うきは市生活排水処理基本計画による市が設置する浄化槽の設置区域内において、地域資源を生かしたうきはブランドの推進が本格化することから、商品開発、観光振興等の観点から、今後、山間部への中規模程度以上の店舗等の立地が発生することを考慮し、これまで想定していなかった処理人槽が50人を超える規模の浄化槽設置について条例の整備を行うものでございます。

具体的な条例改正の内容でございます。

議案書の13ページでございますけども、うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を次のように改正をする。

定義の見出しの第2条ですけども、第2条第1項第1号に次のただし書を加える。ただし、市長が公益上特に必要であると認めたときは、処理人槽が50人を超えるものを含むことができるを追加。

次に、既存の浄化槽の寄附採納及び維持管理の見出しの第19条でございます。第19条第

1項を次のように改める。

既存の浄化槽（し尿と併せて生活雑排水を処理するもののうち、その処理人槽が50人以下のものに限る。ただし、市長が公益上特に必要であると認めるときは、処理人槽が50人を超えるものを含むことができる。以下本条において同じ。）については、市に寄附採納を受け、市で維持管理を行うことができるに改正をし、それから別表第1の末尾に次のように加える。処理人槽区分ごとの受益者分担金額の表でございますけども、処理人槽区分51人以上については、分担金額46～50人欄の金額に、46人を基準として5人増加する毎に100,000万円を加算した額を追加し、また、別表第2の末尾に次のように加える。処理人槽区分ごとの使用量の表でございますけども、処理人槽区分51人以上については使用料、当該浄化槽の維持管理等を勘案し、人槽に応じて市長が定める額を追加する。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今までは、上限が50人であったものを、50人を超えることができるということになってありますけれども、ここに資料をいただいておりますね、2ページのほう、資料の。改正新旧対照表が出てありますが、この2ページに。1ページ、2ページにありますが、10人までのものが、分担金が17万円であります、あとは増すごとに10万円ずつ負担していつてありますが、現在この負担金額の該当するものはどれなのか。50人槽が何基あるのか、あるいは10人槽が何基か、その辺、把握ができてあったらお願いしたいと思えます。10人を超えたものの浄化槽の設置状況、現在の。

それと、その維持管理、例えば市の設置してあるものですけど、市が直接は管理してないわけ。1基幾らで委託に出しているわけでしょう。幾らかかっているのか、50人槽で幾らかかるのか。ここに50人槽で、分担金はもう1回きりですけど、あとは2万3,760円ですね。これ恐らく月額だろうと思いますが、年額ですかね。年額か、月額か。2万3,760円いただきますけれども、いわゆる、うきは環境美化センターですか、あっちがやっていると思いますが、幾ら払わなきゃならんのか。今の状況がそうですよ。3,000円ぐらいもらって、12カ月ぐらい、ですから3万6,000円ぐらいしか使用料はもらっていないのに、実際は、うきは環境美化センターに払うのは7万円とか8万円とか払っているわけでしょう。その分は全部赤字になっているわけですよ。だから、これはずっと一般会計から繰り出さないことにはやっていけないということ。もう既に、この浄化槽事業には1億8,500万円一般会計から繰り入れてあるわけですよ。赤字ですから、借金も何も払えない。だから、きょうはもう時間足らなかったからこ

れまでやってありませんけれども、もう合併して——26年、10年間で、一般会計から繰り入れているのが50億円になるわけですよ。自分のところだけでは払えないから、いわゆる借金しても、借金が払えないから一般会計から繰り入れている。この浄化槽も同じですよ。全く払えない。それから、きょう午前中にありました農業集落排水事業も同じこと。700万円ぐらいしか入ってこないのに2,000万円要るんですから。

だから、この事業を続ければ続けるほど一般会計を圧迫しますが、それでもやろうということですから——いや、本当これメリットがあるんだらうと思いますが、そのメリットと、デメリットを分けてあったら教えてください。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 25年度末のうきは市浄化槽の設置状況でございます。

10人槽以上でございます。10人槽が35基、12人槽が6基、14人槽が4基、それから21人槽が1基、25人槽が1基、以上の設置状況でございます。

それから、合併処理浄化槽保守管理業務の委託料の内訳でございます。

10人槽が水質検査等の検査手数料を含みまして8万225円、12人槽11万5,880円、年間です、これは。それから14人槽が11万6,930円、18人槽が13万5,200円、それから21人槽が15万350円、それから25人槽が17万6,317円という業者との契約での管理料となっております。

それからメリット、デメリットにつきましては、委員会のほうでちょっと回答させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） この使用料は年額ということですか、そうすると。この使用料。

10人槽で7,128円ということですが。

それと、ここに表が出てありますが、これは消費税8%を含んだ金額が書いてあるわけです。だから、消費税を除きますと10人槽で6,600円ですね、使用料が。これ月額ですか、年間でしょうか。

それから10人槽まで6,600円ですが、11人槽になりますと3,500円上がって1万100円になるわけですね、3,500円上がります。10人槽までが6,600円プラス8%の税金ですけど、11人槽は1万1,000円プラス8%の税金。次の16人槽になりますと2,100円上がるわけ。それから21人槽も2,100円上がります。ところが26人槽を、これ何で700円しか上がらんわけですか、でしょう。21人槽が1万4,300円、25人までですね。1人ふえますと、ここは700円しか上がらない。だからその次からまた2,100円ずつ上がって行って、41人槽になりますと1,400円、46人槽が1,400円という。値段

改定幅になってありますが、この算出根拠、どうしてこういう数字が並べられてあるのか。この表を見て、消費税が含んであるから何となくわかりにくいわけですよ。だから消費税を除きますと11人槽で1万1000円、16人槽で1万2,200円、21人槽で1万4,300円。26人槽で1万5,000円ですね。それから31人槽で1万7,100円、36人槽で1万9,200円、その次は1,400円上がって2万600円、次も1,400円上がって2万2,000円という料金の算定になってありますが、なぜこういうような金額を決めてあるのか。それから、月額か年額かわかりませんので、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 別表第2の使用料につきましては、これは月額でございます。

それから、先ほど私が処理槽の料金の説明をしましたけども、これはあくまでも使用料じゃなくて、業者に委託している維持管理費の年額でございます。先ほど、私がずっと人槽ごとに言いました関係については、これはあくまでも業者が浄化槽を維持管理する年額の金額でございます。

それから、使用料のランクごとの金額の関係です。これは、昨年の決算委員会の中でも議員さんより指摘があった関係でございます。これにつきましては、今後、開催します下水道審議会の中で、ちょっと論議をさせていただくということで回答させていただいておりますので、この中で検討させていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、ここで暫時休憩としたいと思います。3時より再開します。

午後2時44分休憩

午後2時59分再開

○議長（岩佐 達郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第41号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき質疑に入りたいと思います。

まず、予算書について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 補正予算書をお開き願います。1ページでございます。

議案第41号平成26年度うきは市一般会計補正予算（第1号）。

平成26年度うきは市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,391万

4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億9,580万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は——これは2表となっておりますが、第4表で訂正をお願いしたいと思います。「第4表 地方債補正」による。平成26年6月12日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費。

5款1項労働諸費1,490万円は、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金を財源に実施する地域人づくり事業の事業期間が1年間となっておりますことから、翌年度へ繰り越す必要があるため、繰越明許費を設定するものでございます。

第3表債務負担行為補正。

1、追加、藤波ダム小水力発電水車等設置工事費。期間、平成26年度から27年度。限度額1億8,535万円については複数年度にわたる契約を締結する必要が生じたので、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

7ページ、第4表地方債補正。

1、変更。起債の目的、合併特例事業、補正前の限度額8億6,750万円を3,960万円減額して、補正後の限度額8億2,790万円とするもので、起債の方法は証書借入、利率、償還の方法はそこに記載しているとおりでございます。

続いて、歳出でございます。19ページをお開き願います。

2款1項7目財政調整基金費2億円の増額補正は、新たに創設する予定の水源かん養事業基金への積立金です。

同じく、14目地域コミュニティ推進費、区分19負担金。

○議長（岩佐 達郎君） ちょっと待ってください。歳入のほうですか、質疑。

財政課長より、予算書についての説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 6ページの繰越明許についてお尋ねをいたします。

地域人づくり事業委託料というのが、労働費の中にこう出てきているわけでありませぬけれども、

御承知のとおり、これ24ページになりますが、金額は3,560万円ということになっているわけですよ。失業者の就職支援が3,160万円です。それから、在職者に対する処遇改善支援が400万円ということで、今度3,560万円の補正額になってありますが、その中から1,490万円を繰越明許ということになりますと、41.85%になりますが、この割合はどのようにして出されているのかお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 御説明申し上げます。

おっしゃるとおり3,560万円のうちの1,490万円を繰り越すものです。

考え方につきましては、今年度9月ぐらいから事業がスタートできるであろうということで、今年度が7カ月分、次年度繰り越しが4月から8月の5カ月分になりますので、3,560万円のうち12分の5カ月分、これが約1,490万円になります。この分を今の時点から次年度の明許繰越というふうに上げさせていただいているところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 失礼しました。再度、19ページをお願いいたします。

2款1項7目財政調整基金費2億円の増額補正は、新たに創設する予定の水源かん養事業基金への積立金です。

○企画課長（重松 邦英君） 同じく14目地域コミュニティ推進費、区分19、負担金補助及び交付金350万円、コミュニティ助成事業助成金でございます。こちらは福富公民館の備品購入費用250万円、末石区農村研修会所エアコン取り付けなど100万円で、財団法人自治総合センターが実施しますコミュニティ助成事業助成金について応募しておりましたところ、県より決定通知がございましたので計上させていただいたものでございます。なお、補助率は10分の10となっております。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） このコミュニティ助成事業ということで、福富地区自治協議会の備品購入ということでございますが、今度11の自治協議会がスタートしてありますが、ここだけが申請しとって認められたのか、あるいはほかの自治協議会もいろいろあったろうけれども、それは認められなかったのかどうか、その辺をお願いしたいと思うわけですね。

というのは、私どもはせんだって、6月10日だったですか、御幸校区の自治協議会の年次総会があり、年次総会に行ってまいりましたけれども、あそこは拡声装置が、いわゆるマイクがコードつきだったんですよ。だからもう、あっち持ったり、こっち持ったりということですね。ああいうところはやっぱりもう、今はやりのコードレスのマイクを設置したほうが会議の効率も上がりますけれども、そういう希望はあってないわけですか。皆さん方は、コミュニティ助成については支援をするということですから、財政支援もありますけども、人的支援もありますけど、そういうことについては調査をやっているかどうか。たまたま福富は備品が250万円ということでこう出てまいりましたもんですから、ほかの状況についても説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） この事業につきまして、ほかがあったかどうかということについて御説明させていただきます。

本件は全部で4件申請があつてございます。この4件を先ほど申し上げました主催者側のほうに申請書として提出させていただいておったところ、結果的に2件が採択、残り2件が不採択ということで通知を受けたものでございます。

この事業については以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 4件申請して、2件採択で2件不採択ということですね。不採択の理由はどういうことですか。書類の不備ということもありましょうし、こちらに起因して不採択になったのか、採択基準に合わなかったのかどうか。

採択基準に合わないということになりますと、これはもう申請の時点から間違っているということになりますよ。採択基準で落とされるのを、わざわざ申請するというのは——その不採択、それから採択の基準等について説明を求めます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） こちらにつきましては、特に申請要件をクリアしていないから不採択になったというものではないと認識しております。

先方のほうで、その採択の委員会等を開かれて案件を選定されていると思いますので、その詳しい選定理由、不採択の理由というもの自体は、通知はあつてございませんので、そこについては私どものほうではわかりかねるところではございますが、要件は満たしていないというような御連絡等はいただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっと確認ですけど、今の質問は、いわゆる国の宝くじ事業で

しょう、かみあっていないのは。だから、自治組織の、うきは市地域づくり活動補助金的な意味合いで質問があっているかのように思うのですが、その辺を確認したいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） ここに計上させていただいておりますのは、今の御指摘のとおり、宝くじの事業でございます。主催者が、財団法人自治総合センターが実施する事業でございます。以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款5項統計調査費の説明を求めます。農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） 2款5項2目の説明をいたします。

商工統計調査費補正額42万円です。これにつきましては、経済センサス基礎調査及び商業統計調査の分でございます。

当初予算で上げておりましたが、平成26年4月11日付で最終的な交付決定通知がございました。その金額がありましたので、補正をかけるものであります。

調査実施に関しましては、大体6月末から8月にかけて、7月1日を基準日として実施をするというふうなところになっておるところです。

続きまして、同じく4目農林水産統計調査費です。

こちらのほうは、2015年農林業センサスの関係でございます。平成27年2月1日を基準日として5年に1回実施される農林業センサスの関係でありますけど、従来でございましたら、大体9月の補正で予算化していたものでございますけれども、本年につきましては2カ月程度事業の取り組み等が早くなっております。そういった関係で、もう8月からスタートするというようなところがありまして、今回、これは概算になりますけど、概算で補正するものということになっております。こちらのほうの関係も一応県の内示額として107万7,000円、これは県のほうに確認はしておりますけど、大体おおむね4分の1程度の金額で一応、内示を出しておりますというところですので、前回、実施した実績等を参考にして、今回、補正しているものです。以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 商工統計調査費の中で、経済センサス調査員報酬というのが5万6,000円掛ける18人になってありますが、いわゆるこれが追加になったということですか。この人員が書いてありますが。

それから、今までは経済センサス指導員報酬というのは——今度出てきたわけですね、補正で出てきたやつですが、これ1人ということですが、どういう選択をやるのか。全部で19人になるわけですね。7万円が1人と5万6,000円が18人ということだろうと思いますが、ここに書いている理由ですね。

それから、農林水産統計調査であります、本当は農林業センサス調査というのは27年2月1日を基準日としてやるということでありまして、今の説明では、もう8月にスタートするところがあるということですが、それはどういうことなんですか。結局は、125人の委嘱はいつやるのか。調査員等の委嘱をしなきゃならんということになりましょうが、その調査員等の選任の基準はどうなっているか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） まず、2目の商工統計調査費の関係でございます。

こちらのほうにつきましては、国の交付決定の中で、ここに書いておりますように、報酬、需用費、役務費という部分、これを幾らというか——人件費の報酬として使える予算枠、それに需用費とか役務費として使える事務費として使える予算枠というふうなことで予算枠が指定されております。その中で、先ほど御指摘のありました調査員報酬とか指導員報酬、これは、最終的には調査区域の範囲等によって若干金額が変わってくることとなります。その基準というのは一応県のほうから示されておるわけでございますけど、そういった調査区域、どういうふうに区域割をして、例えば調査員がかつきり5万6,000円ということではなくて、これがふえる場合もありますし、それよりも減る場合とか、そういう場合も出てきます。ただ一応、報酬として使える枠、これをここに提示をさせていただいておると。指導員につきましても一応1名ということになりますけど、必ずしもここが指導員として使うということじゃなくて、指導員は職員が兼ねてもいいということもありますので、そういった部分が調査員のほうに行くのか、そういった部分は若干まだ流動的になるというふうに御理解いただきたいと思います。

それと、農林水産統計、農業センサスのほうでございます。

こちらのほうの関係につきましては、調査基準日というのが27年2月1日ということございましてスタートする——先ほど言いましたように、それまでのいろんな準備が必要になってまいります。そういった部分が調査区域等の、専門用語でいきますとジオコーディング基本連携データ、こういったデータの整理、そういったものであるとか、それに係る事務処理、そういったものが8月ぐらいからスタートしなければならないというふうなところで、県のほうから業務日程等が出てきております。それに準じまして実施をしていくというふうなことになります。

調査員等の関係につきましては、8月下旬ごろに経営体、指導員、調査員、その推薦依頼というのが県のほうから参りますので、最終的にそれを受けて、最終的に平成26年10月31日

をもって調査員とか指導員等の分を県のほうに報告するようなスケジュールになっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 5年に一遍の農林業の、国勢調査に匹敵するものでありますけど、当然27年は国勢調査もスタートすることになりますけども、問題はここに、いわゆる賃金がかかれてありますけど、臨時職員賃金は72万円ということで社会保険料を含めて、結局83万円ほど組まれてありますが、こういう調査をやった後の集計はこの職員でやるわけですか、それともまた別ですか。

というのが、農林センサスの調査をやると——浮羽町のときはその資料を分析して、いわゆる結果表というのがいただいていたわけなんですよ。ところが、うきは市になってから、この資料をもらったことがないわけなんです。以前のやつでいきますと、つまり農業就業者数とか、あるいは農家戸数または農業経営規模あたりも全て集計をやらせて、議会にもその資料が配付されてあったが、そういう統計資料までここでつくってしまうのかどうか、これは調査だけで、そういう資料というのは全くつくらないのかどうか。この点について説明をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） ただいま資料の関係でございますけど、どこまでこちらのほうで調査するのかというのは、今、県のほうとの具体的な中身等がまだ正式に打ち合わせしておりませんのでわかっておりません。ただ、それをもとにそういった資料ができれば、やっぱり考えていきたいというふうに考えております。

それと、職員の関係でございますけど、一応農政係が今4名おるわけですがけれども、そのうちの1名をもう専門的に、この農林業センサスのほうにも配置をして、1名では当然回りませんので、その補助という形で臨時職員を入れていくというような形で、臨時職員任せじゃなくて、職員のほうの配置も、今、係の中で調整をしてやるようにしております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで2款5項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 21ページをお開き願います。

3款1項3目老人福祉費の19節負担金、補助及び交付金のシルバー人材センター運営費補助金、230万円を減額するものでございます。

この部分は当初予算で、この補助金を計上いたしておりましたが、平成26年2月19日に、

県の平成26年度当初予算編成概要が発表され、従来シルバー人材センター運営費として市町村へ交付された県補助金について、県の監査委員の指摘に基づき、県全体で進めている運営費補助から事業実施団体に対する事業費補助への見直しに伴い事業実施団体であるシルバー人材センターの直接交付となることがわかっていましたが、当初予算の編成時期を過ぎていたため、今回の6月で補正するものでございます。

また、このことに伴いまして歳入の14ページ、15款2項2目1節、高年齢者労働能力活用事業費補助金も同額230万円を減額補正するものでございます。

次に、7目障害者対策費の障害者福祉サービス支給管理システム改修委託料32万4,000円の減額補正でございます。

平成26年4月の法改正に対応するため、当初予算に計上していましたが、平成26年2月中旬に県より25年度予算で計上するよう指導があったので、今回、減額補正するものでございます。このことは、当初予算審議のほうにも6月議会で補正減額を行いますと述べておりましたのでよろしくお願いいたします。

また、3月の補正額31万5,000円との差額は、本年4月から適用されました消費税8%と5%の差額となっていますので、あわせてよろしくお願いいたします。

次に、20節扶助費の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の27万4,000円の増額補正でございます。

この助成事業は、軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対して助成することにより、補聴器の早期装用を促し、聴力の向上、言語の発達支援、周囲とのコミュニケーション障害及びそれに伴う情緒障害の改善を図ることができるという障害児福祉サービスの観点から補正をお願いするものでございます。

対象の障害児は18歳になる学年までで、1人当たり購入上限額、つまり対象経費総額は13万7,000円となっております。つまり、県補助金が3分の1と市補助金3分の1の計3分の2の補助で、人数として3人分の予算を計上いたしておるところでございます。

財源の内訳といたしまして、14ページ、15款2項2目1節の軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業補助金13万7,000円を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） ちょっと1つだけ教えてください。

7目の20節、この助成の基準とといいますか、そういうのはどういうふうになっているか、ちょっと。それから、周知はどのような形でなされているのか、その2つをお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 助成の基準というのが、先ほど申し述べましたように、1人当たりの購入上限額、つまり対象経費が13万7,000円ということになっておりますので。

それと、この周知の方法、一応、市内での該当者が1名弱じゃないだろうかということで、うちの福祉系のほうで、そういうふうな対象者の把握等が行われていますものですから、そういう方があれば、そういう方にこういう事業がありますが、該当するかどうかということで、周知ははかりたいというふうに思っております。広報等でこの分を周知するという事は、今の段階では考えておりせん。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 周知の方法は、もう少しやっぱり広く——人数は少ないんですけどね、何か考えられたらいいんじゃないだろうかというふうに思いますが、よろしく願いしときます。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 今の御指摘の点も踏まえまして、係と協議いたしまして最善の方策をとりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 福祉事務所長の先ほどの説明でいきますと、20節扶助費の、この難聴児の助成事業については増額補正という説明でありましたが、当初予算には載っておりませんで、まず、それが誤りであろうと思うんですが、その確認をしたいと思います。

これについて、今、手続の話があってございましたけれども、まだ特定された児童がいらっしゃるといふわけじゃなくて、これは市のほうから、あらかじめ申請をして財源を確保しようということなのかどうか、再確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 議員指摘のように、これは増額補正じゃございません。新規事業ということになります。

それと、この分は26年度、県のほうは、この補助事業を新たに開いておりますので、その分、うきは市のほうも、その取り組みを行いたいということで、県のほうに申請して、この対応に努めたいというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） シルバー人材センターの運営費補助金であります、26年2月19日に、いわゆる直接シルバー人材センターのほうに交付するという連絡があったわけで

すか。それは、14ページに出てありますように、高齢者労働能力活用事業費補助金ということで230万円、これは県の補助金が決められてあったけれども、100%減額されてあるわけね、全部もう落としてあります。ということになりますと、あと670万円というのは、まだ予算は残っておりますから、それは純然たる、もう市費で補助するということになるのかどうか。その点をお願いしたいと思います。

それから、軽度・中等度難聴児であります、国県補助金は13万7,000円上限ということでもありますけども、私の聞き間違いかも知れませんが、これ3人分ということのようだったですけれども、そのような難聴児が3人生ずるだろうということをやっているのか、この27万4,000円、これの内訳をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 一応、3人分の予算枠をとってあるというふうな状況になります。

それと、シルバー人材運営費補助金、当初予算では900万円で予算計上いたしておりました。そのうち県費のほうから230万円その分を充当して、そのまま払っておりましたが、この県費補助の230万円が直接行くということで、あとの670万円、これが一般財源から支出というふうなことになります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑は終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 補正予算書の22ページをお開き願います。

3款2項5目民間保育所費の19節負担金、補助及び交付金、保育所整備に係る用地造成等事業費補助金1,500万円と、保育所整備事業費補助金2億318万5,000円の合計、2億1,818万5,000円の増額補正するものでございます。

財源の内訳といたしまして、14ページの15款2項2目2節の保育所等整備事業費補助金1億5,791万5,000円、保育所緊急整備事業費補助金の3分の2と、18ページ、21款1項6目1節合併特例事業債（保育所施設整備事業）の市単独補助分3,850万円があります。

まず、用地造成等事業費補助金について御説明を申し上げます。

公募のときの条件といたしまして、自動車学校跡地内の整備に関しましては、倉庫の解体、信号機、ガードレール等の撤去、敷地舗装部分の取り壊し撤去は市が行い、盛り土、整地については必要に応じまして事業者が行うということにしておりました。

自動車学校跡地は、東側に面する市道よりも土地が低く、さらに敷地の北西の角で道路より

98センチ、西南の角で34センチと低く、東西南北双方に傾斜がついているような状況でございます。事業者としては、本来、市が道路高に敷地全部を造成することが理想であるわけですが、しかしこれを実施した場合、1,900万円程度の費用が見込まれる。県の開発行為の対象となって手続が煩雑になる。西側の住宅からの苦情が懸念されるといったことが考えられます。そのため、できるだけ現状の高さを活用して整備することが好ましいとして、盛り土については事業者の負担と考えていたところでございます。

しかしながら、敷地造成の効率化と費用削減において市と事業者で分けて実施するよりも、一体的に実施したほうが好ましいと考えられまして、これまで市が行うとしていた部分も全て事業者によっていただきまして、その分を補助金として交付させていただきたいという考えのもとに、本来、市が実施すべきである部分であります、補助率は10分の10で、限度額1,500万円がこの分を計上したいと思っております。

次に、保育所整備事業費補助金、内容といたしましては、本来、民間の保育所整備事業の負担割合は国が4分の2、市が4分の1、事業者が4分の1となっております。しかし、今回、国の補助事業である保育所緊急整備事業——待機児童解消加速化プランに基づき補助金を活用すると国の補助負担割合が3分の2、市の負担割合が12分の1となり、市の負担割合が12分の2減ることになります。しかし、昨年、実施しました公募の結果、2件の社会福祉法人から応募がありましたが、1件は選定委員会の審査の結果で適当でない判断され、残る1件の審査を継続したものの、最終的には法人側から辞退の申し出がっており、事業者決定には至っておりません。この公募の結果を通しまして、改めて次のことが大きな課題として浮かび上がっております。

1つは、地域的に児童の大幅な減少が見込まれることから、保育所の新設は事業者の不安が大きく、申請事業者が極めて限定されるであろうということでございます。

2つ目が、定員170人規模であることから、施設整備に3億円から3億5,000万円かかり、自己負担は1億5,000万円程度必要になる見込みで、市といたしましても、家族経営的な法人では、事業実施に不安が残るというふうなことが挙げられております。

将来的な市の保育行政を考えた場合、今回の民間保育所整備事業につきましては、本来、市が負担しなければならない負担割合の4分の1を限度といたしまして、その範囲内で支給しようとするものでございます。つまり、先ほどの申し述べました市の負担割合が12分の2減る範囲内で補助しようということでございます。

保育所整備事業補助金内訳といたしまして、補助基準額が2億3,687万3,000円、これに対しまして、国の補助が3分の2、1億5,791万5,000円、市の分が12分の1で1,973万9,000円、これで市の単独施設整備補助金2,553万1,000円、この市の

1 2 分の 1 と、市の単独補助の分を合わせまして 4, 5 2 7 万円、それと国の分 1 億 5, 7 9 1 万円 5, 0 0 0 円、合わせて 2 億 3 1 8 万 5, 0 0 0 円を補正計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） これは補助金になってありますけれども、先ほど用地整備で、ガードレール、信号機、もろもろを取り壊して、盛り土は事業者ということであったけれども、一体的にやったから全て事業者でやって、補助金で支払うということになるわけですね、言いかえればですよ。その補助金に、地方債を借りることが認めてあるわけですか。補助金をやるために地方債。

午前中も申し上げましたが、借金が、とにかく 1 日に 7 0 0 万円も元利含めて払っているような状況ですから、私はやはり借金をこれ以上続けないようにということで一般質問をやったわけですけど、補助金をやるのに借金する。あるいは、これは平成 1 7 年だったですか、基金をするために 1 4 億円の借金をしたでしょう。貯金をするために 1 4 億円借金をした。これは補助金をやるために 3, 8 5 0 万円の借金をやるということですが、この借金をやればまたずっと、償還と利子を払っていかなくやなりません、3, 8 5 0 万円を 3 %、今、予定では。そうした場合に、完済までは幾ら払うわけですか、この 3, 8 5 0 万円を。借金を払ってしまうまでには幾ら払わなくやらないのか、試算ができてあったらお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） まず、合併特例債の関係でございますけれども、合併特例事業債の適債なものということで、合併特例事業債は全ての事業に充当できるわけではございません。幾つかございまして、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るため、それから均衡ある発展に資するため、それから建設を総合的かつ効果的に推進をするためと、そういった場合にこの分が適用ができるということで、今回の分については保育所の統廃合ということもありまして、一体性の速やかな確立を図るためという条件に合致をしているというふうに考えておるところでございます。

それから、3, 8 5 0 万円の支払いでございますけれども、金利が 0. 4 % ということで、予定をしておるところでございます。その分について計算すれば、おのずと出てくるものと考えておるところでございます。

以上です。

失礼しました。それから交付税措置でございますけれども、合併特例債につきましては、充当率が 9 5 %、交付税措置が 7 0 % ということでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この補正の内訳については、さきの全協の中で資料もいただきましたし、計数も一致をいたしております。

それでお尋ね、確認したいのは、これによって、この補助金2億1,818万5,000円をもって、いわゆる業者が素王福祉会という事業体のほうで実施するということになると思うんですが、この金額以上に補助をするようなことはないのかどうか。この工事によって、なかなかこのあれではいけないというようなことが起こるやもしれませんが、その追加補助というのはあり得ないと思うんですが、その辺を再確認したいと思います。

それから、もう一つは、その説明の折に、敷地を半分がどうかわかりませんが、介護施設を建設する話もあります。その辺の事情をあわせもってお伺いしたいと思います。この事業がいつ、いわゆる統廃合いたしておりますが、この保育園の開設、運用開始がいつなのか、それから介護施設の計画というのはどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 事業費の補助金の限度額、これ以上補助があるのかどうかと、一応、要綱のほうをつくりまして、事業者としてもこの事業が幾らかかるかというのが、まだ不確かでございますので、その限度額の範囲内。つまりうちのほうが本来負担すべき4分の1の範囲内で補助をするということで、限度額の規制ということでしております。

それと、有料老人ホームに関しましては——先に、開設をいつにするかということでございます。

開設のほうは、28年4月に開設を行う予定でございます。大体、補助金の事前協議を8月初旬に県のほうに行いたいという関係で、一応、事業者の決定を7年半ばごろまでに行わせていただくというふうに思っております。

そういう関係で、8月初旬に事前協議を県のほうに上げまして、10月下旬に県のほうから交付決定がおりる見込みであろうというふうに、こちらのほうは思っているところでございます。

それと、敷地の整備関係、6月から11月までの間が協議期間というふうで、させていただきたいというふうに思っております。

用地整備の関係ですね、先ほども言ったように——そうすると用地整備のほうは12月頭からちょっと計画をいたしております。

それと基本設計につきましては、6月から7月いっぱいにかけて行いたいと。そうすると実施設計ですね、内示を受けまして、大体27年2月上旬までというふうで予定しております。

これを受けまして、工事の入札を27年2月中旬から3月上旬までかけて行いたいと。それと、

本体工事のほうを、27年3月下旬に行いたいというふうな考えでございます。

それと有料老人ホームの関連ですね——介護施設の建設計画のほうは、ちょっと保健課長さんのほうから、一応協議しておりますので、そちらは保健課長さんのほうから答えていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（金子 好治君） 介護施設のほうにつきましては、保健課の担当でございますので、私のほうからお答えをしたいと思います。

当初、この旧自動車学校跡地が非常に広いというので、保育所だけではなくて、介護施設もつくりたいという福祉法人からの要望、そういった中で協議する中で、有料老人ホームを建設するという方向で、今、協議を行っております。現在、福岡県の第7次高齢者保健福祉計画、これが27年度から始まりますので、そちらのほうに要望を上げております。平成27年度中に一応着工する形で、県のほうと、今後、調整を行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 概要はわかりました。確認しますが、要綱を作成して限度額の範囲でやるということですが、この2億1,818万5,000円は、これは限度額なんでございましょうか、確認をしたいと思います。

それから、保健課長のほうから答弁がありました、福祉施設有料老人ホーム、これは事業として市のかかわり、また、この資金のかかわり、補助等を含めてどういう範囲でかかわっていくのかを、概要で結構ですが、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 限度額のほうは、補助基準額の12分の2、3,947万8,000円を予定いたしております。（発言する者あり）

この分は、先ほど申し述べたように、事業者の工事の金額が確定いたしておりませんので、この分ということではありません。ただ、市のほうの単独施設整備費補助金、この限度額が補助基準額の12分の2、3,947万8,000円ということになります。（「そうじゃなくて、まだ追加補助の可能性があるのか、どうかを聞いているんですよ」と呼ぶ者あり）

市の単独補助ということは、もうこちらのほうで限度額を決定いたしておりますので、ただ、事業者の工事費の金額がふえれば、それに伴って国の。（「国県、市関係なくして、この2億1,800万円を超えることがありますかということをお尋ねしているんです」と呼ぶ者あり）

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 一応、補助基準額というのが、今後、変わってくる可能性も出

てくるかもしれません。昨年、25年が大体2,000万円になっていますが、消費税アップ関係で2億1,900万円というような関係。この関係で、補助基準額が変わりまして、それに伴って、市のほうの、市の単独整備補助金、この分も限度額の範囲内で変わってくる可能性がありますから、この金額を上回る可能性は出てくると思われま。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（金子 好治君） 介護施設関係の市のかかわりについて御質問がありましたので、そちらについてお答えいたします。

業者の選定につきましては、市のほうが選定をいたします。建設する資金については、事業者の自己負担という形になります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） まだ、この19節の新たな保育所に係る補助については、まだふえる可能性もあるという答弁でございましたが、こういう事業については、ほぼ確定した段階で補助と。今、補助をしなければ、この時期を逃すと事業ができないのかどうか。また追加補正を組んでやるということになるだろうと、今の答弁からすればそういうことですが、補助という性格からすると、もう事業がほぼ確定して、よほどの緊急なる事情等がない限りは、こういう場合は確定して予算を設定すべきだと思うんですが、それを最後にお伺いしたいと思います。

それから、介護施設については、業者選定——だからこれ市のほうから補助なり、国県補助なり、予算の支出というのはないという理解でよろしゅうございますか。お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（金子 好治君） 介護施設関係、市のほうからの支出はありません。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（金子 好治君） 若干、補足をさせていただきます。

先ほど、介護施設関係、市からの補助はないということを申し上げましたけども、別に市の木材関係を使用した場合には、別の補助のルートがございますので、そういった場合に該当する場合には発生する、そういった可能性があるということをつけ加えさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 何で今、この補正を計上しなくちゃならないかということなんですけど、一応仮の事業費の算定関係、全議員さん、4月8日の全員協議会のおきにお配りしておりましたわけです。一応、この分がこの補助事業に乗せるため、工期の関係等もあります。そういう関係で6月補正に計上させていただきますして、この事業費は業者のほうと、そちらのほうと協議させていただいて、どの事業費になるかということが決まってくるというふうなことにな

ってくるというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑は終わります。

次に、3款3項生活保護費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 議案書の23ページをお開き願います。

3款3項1目生活保護総務費の9節旅費19万3,000円の増額と需用費6万円を増額補正するものでございます。13節委託料、生活困窮者自立支援促進支援事業委託料779万5,000円の増額補正をするものでございます。

補正の理由といたしましては、国において生活困窮者が困窮状況から早期脱却を図るため、生活困窮者自立支援法が平成25年12月に成立し、平成27年4月より施行することになっております。そのため、生活保護に至る前の段階の自立支援を強化するため、生活困窮者に対しまして自立相談支援事業を実施し、ニーズの把握とそれに応じた支援が必要であり、そのため、国において平成26年度予算化された生活困窮者自立促進支援モデル事業を活用いたしまして実施することにより、課題の抽出等を行うものでございます。

委託料の内訳といたしまして、自立促進支援モデル事業の自立相談支援事業委託料として230万9,000円余りを就労準備支援モデル事業委託料として310万8,000円余りを、家計相談支援モデル事業委託料として95万6,000円を、学習支援モデル事業委託料といたしまして142万1,000円余りを、計779万5,000円の委託料を新たに計上するものでございます。

歳入の内訳といたしましては、13ページの14款2項2目3節生活保護費補助金の生活困窮者自立促進支援事業補助金804万8,000円の10分の10の補助となっております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この法律は来年4月から施行ということでございます。したがって、これは緊急性を持つての予算補助だというふうに理解をしておりますが、まずこれは13節ですから、委託をすると思いますが、今どこに委託をするかの説明はございませんでしたけど、多分これは社協になるのかなという気がするんですが、こういう事業を国のほうがどんどん生み出してきますけども、結局、受け皿の社協というのは、今まで何回もこの場で議論もなされて、指摘もなされております。こういう事業について福祉事務所として、いわゆる言葉は悪いけども丸投げ的なもので、もう社協のほうに全てお願いするようなこと、答弁はそういうことに――

答弁はならないと思いますけども、その辺が具体的に市の福祉事務所としてはどういう事務なり業務を行うのか、まずはその点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 委託先のほうは、現在、社協が行っております委託——実際の事業関係、社協のほうで現在行っています事業にお願いするような考えを持っております。

それで、一応、生活支援相談窓口といたしまして、ワンストップ型ということで相談窓口を福祉事務所の保護係、そして、社協のほうの巡回訪問関係、アウトリーチでの相談関係で生活困窮者等の把握ということで、外部のほう、その把握ですね。それと、ほか、関係機関、連絡機関としまして税務課のほうの滞納関係から生活困窮者を把握、市民生活課の年金関係、住環境建設課の住宅下水道関係、こういういろんな関係から生活困窮者等の把握をして、それに伴いまして、どういう支援が必要かということ、社協のほうでプランをやっていっていただきたいと思っております。

それと次に、それを行う相談窓口の開設。

それと、さっき言ったように生活困窮者の抱えている課題を評価分析、そのニーズがこちらのほうの社協関係です。

それと、ここに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対しまして、生活習慣確立の——そういう実際社協が行っている事業が今あります。この関係に対しましては、それぞれ市の単費補助等を行っています関係で、こういうふうな国の補助事業に乗せて、その財源の確保を図りたいという趣旨のもとにこれを行っていかうと思っております。単費補助を少なくして、社会福祉協議会の基盤の確立にもつなげていきたいというふうな考えのもとに、この委託先を社協のほうにお願いするというふうな関係でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） これはネットから拾った資料で、今、質問しています。

被保護世帯、それから被保護人員、これは25年7月のデータですけども、世帯数が158万、それから人員にして215万人という数字ですが、うきは市で今この事業に予定、想定している人員数を把握してあるならばお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） こちらの生活困窮者の自立支援モデル事業という関係で、大体社協のほうに委託をお願いしたいというふうに思っております関係上、社協のほうで人数等把握しているのが福祉サービス利用援助事業のほうに、大体、今26年1月現在で30名いらっしゃいます。権利擁護の相談受け付けということで3名です。不登校支援者が20名、引きこもり支

援者が26名、資金貸付者が14名、内職利用者がこれが20名、心配ごと相談来訪者が30名というふうな状況になっておりますので、一応、こういう方たち以外にも、その後に、いろいろなことで、その生活保護になる前の方が把握できれば、なるべく生活保護に移行しないような措置をとりたいというふうを考えて、このモデル事業を取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、5款1項労働諸費の説明を求めます。企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、区分13節、委託料として3,560万円でございます。こちらは先ほど繰越明許のところでも出てきました事業となっております。地域人づくり事業委託料ということで福岡県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（地域人づくり事業）につきまして、福岡県から当市のほうへの補助金限度額の通知がございましたので、計上させていただいているところでございます。

なお、事業費につきましては10分の10の補助ということになっております。この事業につきましては、委託先を7月より市の広報紙やホームページのほうで募集を開始したいところで、今、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） これは市長にお伺いしたいんですが、いわゆる10分の10、これは大いに満額いただいている事業ということは、事業の性格からして私は手を出さだろうと思えます。私であれば同じように出さだろうと思えます。ただ、その後の事業の、ちょっとこれがちゃんとした趣旨目的に沿った効果を生んでいるのかという、非常にちょっとどうなのかなという心配をいたしておるところであります。これはもう、あくまでも単年度の100%の補助ですから、これは誰でも手を挙げてやりたいのはわかるんですけど、地元の住民の皆さんに、この効果が、潤いが生まれていくのであろうかというのは甚だ疑問を感じている1人でもありますので、ここで具体的なことを申し上げるつもりはありませんけれども、聞くところによると、こういうものの事業で、先ほどのながいわの話とか、いろいろなものに結びついて、それから農家民宿馬場ですか、そういうものにまた追加していくようなものであるとするならば、よほど慎重に、やはりその事業者の心を本物なのかということをしっかり把握してやらないと、どうもこの事業というのは危険がはらんでいるような気がしてなりません。

具体的に申し上げればいいんでしょうけども、この程度でちょっと勘案をいただきながらもし答弁ができますならばお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど一般質問の折りにもお答えしましたように、この事業の昨年度の事業として企業支援雇用促進事業に取り組みました。これも10分の10で1億1,000万円をうきは市に取り込むことができました。10事業者が、今、取り組みを進めて、今年度にかけて、今、事業をやられております。一般質問でも答えましたように、30名ほどの雇用の創出を見ております。

それから、もう一つは、ブランド形成で常々申し上げていますように、やはり域内の経済循環をどう活性化するか。それは、外からお金をうきは市に取り込んで、うきは市の中で、ぐるぐる回す、これが経済学の本筋でございます。こういうことをしっかりやっつけていこうという中で、非常にこだわりを持って、財源確保については努めているところであります。また、別な視点で一般質問で、財源確保について何人もの議員さんから御指摘をいただきましたが、懸命にいろんな形で財源確保には努めているし、その延長線で、こういう10分の10を見逃さず、確保しているということは御理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで5款1項の質疑は終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） 25ページをお願いいたします。

6款1項7目山村地域振興費でございます。

これは具体的に申しますと、総務省の事業であります過疎集落等自立再生対策事業に地元団体のほうが、昨年度、申請をしております、その交付決定が、内示が本年26年3月19日に内示がきたところであります。

この事業につきましての申請1,000万円、これにつきましては、今、団体が申し込んでおるわけですが、市町村を通して、団体に支払われると、俗に言うトンネル的な要素でございます。それで、1,000万円というのを、まず計上させていただいておるところです。

内容といたしましては、新川田籠地区、自治協議会も含めたところで、新たな地域づくりと、地域活性化ということで、先ほどいろんな一般質問の中でもお話が出ましたと思いますけど、都市と山村交流プロジェクト推進協議会、こういった組織が、今、新川田籠地区のほうで新たにできております。通称うきプロということで、うきは市都市と山村交流プロジェクト推進協議会がありますので、うきプロというふうに呼んでおるわけですが、そちらのほうの団体が、この

事業に手を挙げて申請しているところであります。

事業費の事業名といたしましては、九州一広大な重要伝統的建造物群保存地区新川田籠山村振興事業と、こういった名称で申請をいたしております。

やっっていく事業の概要といたしましては、農産物の出荷、集荷拡大事業、これは現在農家民宿馬場において野菜の集出荷等の仕組みをしておりますけど、それを、さらなる構築を図っていきたいというふうなところがあります。それに農産物の栽培拡大事業ということで、地域の特産品から加工品開発または市場性のある野菜を調査し、栽培をしていきたいと。こちらの分の事業費といたしまして500万円、それと、古民家改修で移住交流促進事業というふうな形で、古民家をリース契約し、改修を行い、そこに新たな移住希望者を呼び込んでいくと、こういった取り組み、これがまた500万円というところで、合わせたところの総事業費1,000万円ということで申請をいたしまして、総務省のほうで認められたものであります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（秦 克之君） 補正予算書26ページです。

10款2項1目学校管理費、補正額1億2,391万3,000円の減額でございます。

内容は13節委託料、15節工事請負費、耐震補強工事費、御幸小学校、姫春小学校の設計監理委託料と耐震補強工事費でございます。

26年3月市議会でも御説明をいたしましたが、25年度の3月補正予算と平成26年度の当初予算で二重に計上しておりました。25年の3月補正予算ということになりましたので、今回、減額補正するものでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、14款予備費及び歳入については一括して財政課長の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 27ページ、14款1項1目予備費1,027万6,000円の減額補正については、歳入歳出補正額の調整等によるものでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。13ページをお願いいたします。

14款2項1目1節総務管理費補助金1,000万円の増額については、過疎地域等自立活性化推進交付金の決定によるものでございます。

2目3節生活保護費補助金804万8,000円の増額は、生活困窮者自立促進支援事業費補助金の交付決定によるものです。

6目2節小学校費補助金4,165万円の減額補正は、御幸小、姫春小の耐震補強工事に関連し、25年度補正予算との重複計上分を減額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、高齢者労働能力活用事業費補助金の減額につきましては、歳出の3款1項で説明をいたしましたとおり、シルバー人材に対する補助金が県の直接補助に変更されたことによるものでございます。2節児童福祉費補助金1億5,791万5,000円の増額については、民間保育所整備に係る補助金の新設によるものでございます。

4目1節労働費補助金3,560万円は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金で、全額が歳出5款1項1目13節の地域人づくり事業委託料の財源となっております。

15ページでございます。

15款3項1目5節統計調査費委託金508万8,000円の増額については、いずれも統計調査事務交付金の内示によるものでございます。

16ページをお願いいたします。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金6,000万円の増額については、うきは市水源かん養事業基金創設等に伴う財源調整によるものでございます。

17ページ、20款4項1目1節雑入1億5,067万6,000円の増額については、福岡地区水道企業団及び福岡県南広域水道企業団からの水源かん養事業費の交付金ほかでございます。

18ページをお願いいたします。

21款1項4目1節小学校債7,810万円の減額についても14款同様、御幸小、姫春小の耐震補強工事に関連して25年度補正予算との重複計上分を減額するものでございます。

6目1節児童福祉債3,850万円の増額は、民間保育所整備に係る財源として合併特例事業債を計上するものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 1点のみ確認をさせてください。

13ページ、14款国庫支出金、6目教育国庫補助金、これはもう、今、説明が先ほどあったとおりであります、この金額が4,165万円、それからこれは当初予算ですかね、重複計上

して4,090万5,000円と74万5,000円の差がありますが、消費税の関係等々なのか、確認をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） ただいまの財源の関係でございますけども、当初予算書の20ページのほうで学校施設環境改善交付金ということで、国庫支出金のほうで4,165万円を計上させていただいておりました。それと同額分について、今回、補正で減額ということでございまして、そういう理由でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 当初予算はそうですね、私のほうがちょっと間違っていました。

25年3月補正——こと3月かな、ちょっとおかしいんですが、この金額74万5,000円の差が同じ事業で、この前のいつの補正かな、25年の3月とも、1年以上となりますけど、その金額をちょっと照合しとって74万5,000円の差がありましたからちょっとお尋ねをしたところでありますので、後で結構です。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 御指摘の点につきましては、後ほどまた回答させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで議案第41号の質疑を終わります。

日程第3. 議案の委員会付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時24分散会
